

特許庁委託事業

韓国における知的財産権動向・活用調査
報告書

2025年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が特許法人ムハン（委託先）に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。必ず最新の情報をご確認ください。掲載した情報・コメントは委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび 特許法人ムハン（委託先）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは 特許法人ムハン（委託先）に係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

〈目次〉

I. 韓国における、特許制度、実用新案制度、デザイン保護制度、商標制度、著作権制度の概要	1
1. 特許制度概要	1
(1) 特許出願	2
(2) 出願公開と早期公開	4
(3) 情報提供	4
(4) 審査請求	4
(5) 優先審査	4
(6) 審査請求料の返還	5
(7) 審査	5
(8) 補正	6
(9) 分割出願、分離出願	6
(10) 拒絶決定	7
(11) 特許決定	7
(12) 新規性喪失の例外	7
(13) 特許異議申立及び特許取消申請	8
2. 実用新案制度概要	9
(1) 日本との共通点	9
(2) 日本との違い	10
3. 意匠・デザイン保護制度概要	11
(1) デザイン出願	11
(2) 部分デザイン制度	13
(3) 画像デザイン制度	13
(4) 関連デザイン制度	14
(5) 申請による出願公開制度及び秘密デザイン制度	14
(6) 一部審査制度及び実体審査	14
(7) 優先審査制度	15
(8) 新規性喪失の例外の主張時期の制限を廃止	15
(9) 存続期間	15
4. 商標制度概要	16
(1) 商標出願	17
(2) 実質審査	18
(3) 優先審査	18
(4) 出願公告及び登録前の異議申立制度	19

(5) 補正	19
(6) 分割出願	19
(7) 商標共存同意制度の施行	20
(8) 部分拒絶制度の導入	20
(9) 拒絶決定および再審査請求	20
(10) 商標登録決定	20
5. 著作権制度概要	22
(1) 保護される著作物	22
(2) 著作者と著作権者	22
(3) 著作人格権	22
(4) 著作財産権	23
(5) 著作財産権の制限	24
(6) 著作財産権の保護期間	24
(7) 著作隣接権	24
(8) 著作権登録の効力	25
(9) 著作権登録手続	25
(10) 外国人の著作物保護	26
II. 統計情報	27
1. 特許	27
(1) 特許出願件数	27
(2) 内国人の特許出願件数	28
(3) 外国人の特許出願件数	29
(4) 特許出願件数のうち外国人の割合	29
(5) 特許審査請求件数	29
(6) 特許登録件数	30
(7) 登録査定率	30
(8) 最初の審査結果(First Action)までの期間	30
(9) 最終審査結果までの期間	31
(10) PCT 出願件数	31
(11) 日韓間の特許出願件数	32
2. 実用新案	32
(1) 実用新案出願件数	32
(2) 内国人の実用新案出願件数	33
(3) 外国人の実用新案出願件数	33
(4) 実用新案出願件数のうち外国人の割合	34
(5) 審査請求件数/実用新案技術評価書作成件数	34

(6) 登録件数	34
(7) 登録査定率	34
3. 意匠・デザイン	35
(1) 意匠出願件数	35
(2) 内国人の意匠出願件数	35
(3) 外国人の意匠出願件数	36
(4) 意匠出願件数のうち外国人の割合	37
(5) 意匠登録件数	37
(6) 登録査定率	38
(7) 最初の審査結果 (First Action) までの期間	38
(8) 国際意匠出願件数	38
(9) 外国から日本/韓国への国際意匠出願件数	38
(10) 日韓間の意匠出願件数	39
4. 商標	39
(1) 商標出願件数	39
(2) 内国人の商標出願件数	40
(3) 外国人の商標出願件数	40
(4) 商標出願件数のうち外国人の割合	41
(5) 商標登録件数	42
(6) 一出願に含まれる平均区分数 (多区分率)	42
(7) 登録査定率	43
(8) 最初の審査結果 (First Action) までの期間	43
(9) 国際商標登録出願件数	43
(10) 外国から日本/韓国への国際商標登録出願件数	44
(11) 日韓間の商標出願件数	44
5. 著作権	45
(1) 著作権登録件数	45
(2) 著作物の種類別著作権登録件数	46
(3) 著作隣接物の種類別著作権登録件数	47
(4) 権利者主体別著作権登録件数	47
III. 貿易収支	48
1. GDP	48
(1) 名目 GDP	48
(2) 1人当たり名目 GDP	49
(3) 実質経済成長率	49
2. 経常収支及び貿易収支	50

(1) 経常収支	50
(2) 貿易収支	51
(3) 輸出	52
(4) 輸入	52
(5) 日本の韓国に対する貿易状況	53
(6) 日本総輸出における韓国の比率と韓国総輸出における日本の比率	54
(7) 日本総輸入における韓国の比率と韓国総輸入における日本の比率	55
3. 知的財産権関連収支	56
(1) 知的財産権収支	56
(2) 特許権収支	56
(3) 意匠権収支	57
(4) 商標権収支	58
(5) 著作権収支	58
(6) 韓国の各国に対する知的財産権収支	61
IV. 活用事例	63
1. 特許及び実用新案	63
(1) 知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業	63
(2) 素材・部品・装備分野の知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業	66
(3) 公共分野知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業	67
(4) 特許・デザイン融合知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業	69
(5) 特許ビッグデータ基盤の産業革新支援事業	70
(6) 融合研究権利・事業化支援事業	73
(7) 特許紛争対応戦略	73
(8) 輸出バウチャー事業（特許／知的財産権／試験）	74
2. 意匠・デザイン	75
(1) デザイン輸出バウチャー事業（デザイン開発）	75
3. 商標	79
(1) K-ブランド紛争対応戦略事業	79
(2) 海外無断占拠商標調査事業	80
(3) 海外オンライン模倣品流通遮断事業	80
(4) 海外オンライン模倣品の事前診断サービス	81
4. 著作権例	81
(1) 中小企業支援事業	81
(2) 海外著作権登録・出願支援	81
V. 生成AIに関するトピック	82

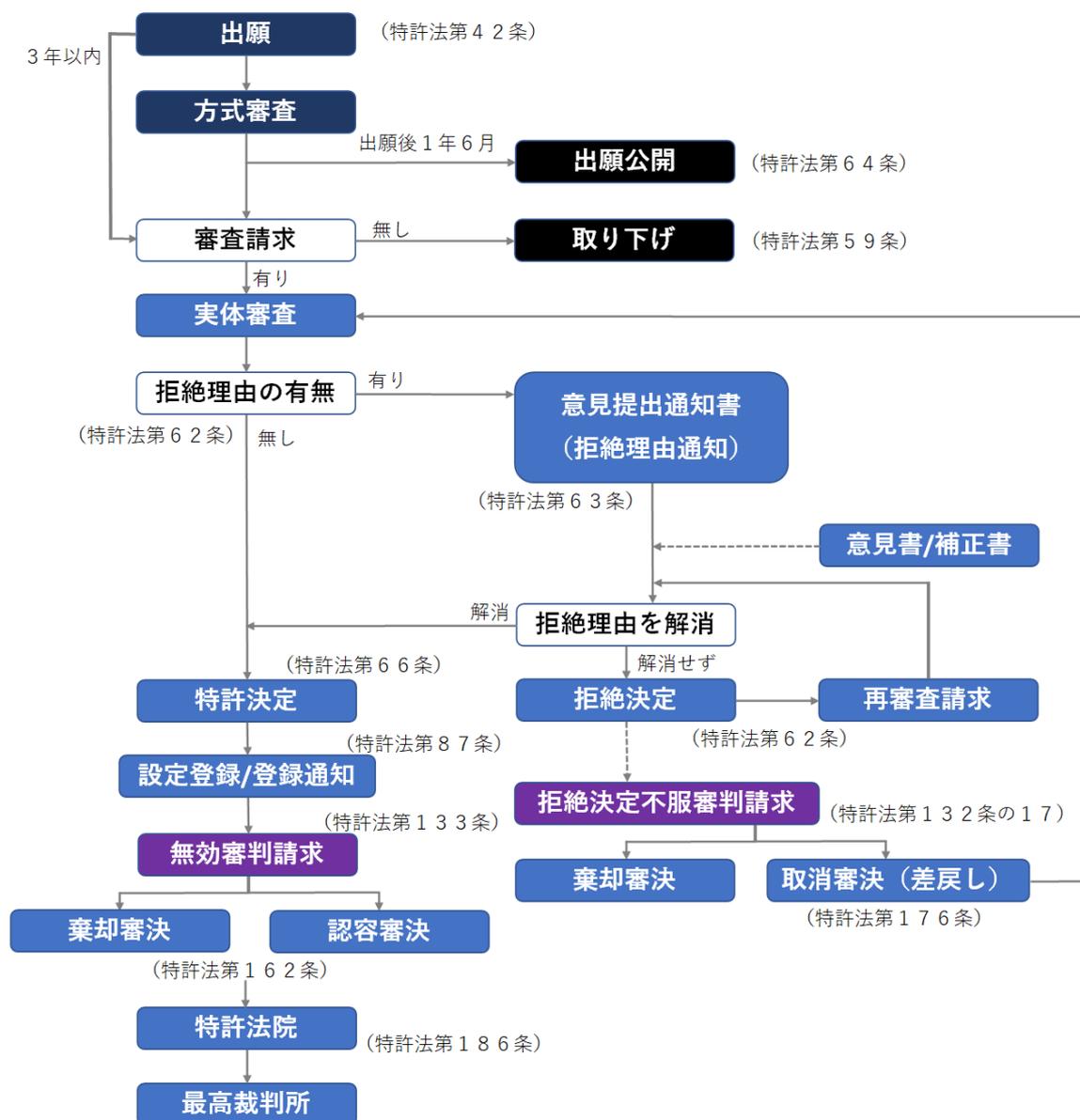
1. 制度議論	82
(1) AI 自体の発明者適格性	82
(2) ディープフェイク映像を利用した選挙運動の規制	82
(3) 国家知識財産委員会の活動	83
2. 韓国内でのサービス	83
(1) 韓国内の生成 AI サービス	83
(2) 韓国特許庁の AI 活用サービス	85

I. 韓国における、特許制度、実用新案制度、デザイン保護制度、商標制度、著作権制度の概要

1. 特許制度概要

韓国特許庁ウェブサイト¹に掲載されている特許出願後の審査フローチャートを翻訳したものを以下に示す。

【特許出願後の審査フローチャート】



¹ <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200111>

審査の流れは、出願から3年以内に審査請求が必要な点や、出願後1年6月で公開される点など、概ね日本の制度に近い。日本では、「特許査定」、「拒絶査定」と呼ばれている手続きは、韓国では、「特許決定」、「拒絶決定」と呼ばれる。また、韓国では、拒絶決定の後、再審査請求を行うことによって、再度審査官による判断を求めることができる。再審査請求にあたっては所定の要件を満たす範囲で、補正を行うことが可能である。日本においては、拒絶査定後の、拒絶査定不服審判手続きにおいて、補正を行った場合に審査官が行う前置審査が存在するが、日本の前置審査は審判請求手続きを行った後の手続きであるのに対して、韓国の再審査請求は、審判請求手続きを行わなくても可能である点で相違する。

(1) 特許出願

日本出願人が日本特許出願を優先権の主張の基礎として韓国に特許出願をする方法は、2つのルートがある。一つはパリ条約によるルートであり、他の一つはPCT出願によるルートである。

1) パリ条約によるルート

パリ条約によるルートの場合、優先日から1年以内に韓国特許庁に出願をしなければならない。韓国出願は、韓国語出願及び英語出願が可能であるが、英語出願の場合、韓国語出願より特許庁手数料が27,000ウォン高い。英語出願（英語の特許出願明細書の提出）をした場合には、優先日から1年2か月以内に韓国語翻訳文を提出しなければならず、このとき特許庁手数料はない。英語で出願した韓国出願に対して、1年2か月以内に韓国語翻訳文を提出しない場合、韓国特許出願は下げと見なされる。日本の外国語出願は、英語以外も可能である点や、翻訳文提出期間が出願日（優先権主張を伴う場合は最先の優先日）から1年4月である点等で韓国と異なる。

	日本	韓国
外国語出願	英語以外も可能	英語のみ可能

2) PCT条約によるルート

PCT条約によるルートの場合、日本は優先日から30か月以内に日本に移行しなければならないが、韓国は優先日から31か月以内に韓国に移行すればよい。また、翻訳文提出の期間延長について、日本では、国内書面提出期間満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した場合、国内書面提出の日から2月を翻訳文提出特例期間として、当該期間内は翻訳文を提出することができる。韓国の場合、韓国語翻訳文の提出に対して1か月期間延長を行うことができる。すなわち、優先日から31か月以内に書誌事項のみ記載した韓国特許出願書(PCT国内段階移行)を韓国特許庁に提出しながら1か月の期間延長申請を行い、優先日から32か月以内に韓国語翻訳

文を提出することができる。したがって、優先日から 31 か月近くに韓国出願を決定した場合、韓国代理人に韓国出願を指示すれば、ひとまず 31 か月以内に国内段階移行を行い、韓国語翻訳文は 1 か月間準備をして韓国特許庁に提出することができる。

PCT 条約によるルートを通じて韓国出願をした場合、PCT 出願明細書（例えば、日本語 PCT 出願明細書）が韓国における補正基準になるため、誤訳がある場合にも PCT 出願明細書に基づいて補正が可能である。

	日本	韓国
PCT 国内段階移行期限	30 か月	31 か月
翻訳文提出の期間延長	外国語特許出願の翻訳文提出特例期間を利用して最大 2 か月	1 か月の期間延長可能

3) 出願期間徒過後の救済

韓国特許出願時、パリ条約によるルートの場合、優先日から 1 年以内に韓国出願をしなければならない。PCT によるルートの場合、優先日から 31 か月以内に韓国出願(国内段階移行)をしなければならない。日本の場合、パリ条約ルートの場合には出願期間経過後の救済について「故意によるものではないこと」を要件とするが、韓国の場合、「正当な理由があること」をその要件とし、①補正命令後の指定期間が徒過した場合、②審査請求期間を徒過した場合、③再審査請求期間を徒過した場合、④特許登録料未納の場合のみを対象としており、上記の出願期限を徒過した場合は救済を受けることができないため、注意しなければならない。

	日本	韓国
権利救済	故意によるものでないこと	正当な理由があること

4) 請求項の記載要件

韓国も、日本と同様に多重従属項は許容されるが、多重の多重従属は許容されない。さらに、人体の治療／診断方法も特許を受けることができない。韓国は記録媒体請求項とプログラム請求項も認めるが、プログラム請求項の場合、「コンピュータ読取記録媒体に格納されたコンピュータプログラム」の形でのみ特許を受けることができる点が日本との違いである。

5) 委任状

韓国での特許出願では出願人が韓国に住所がない場合には代理人が必ず必要となるため、委任状を提出しなければならない。委任状には包括委任状と個別委任状がある。包括委任状は、韓国特許庁に 1 度の提出を通じて、以後の出願に対して、該当韓国代理人が委任状を提出する必要がある。

ないようにしたものである。個別委任状を選択した場合には、韓国特許出願ごとに個別委任状を提出しなければならない。個別委任状を提出した後に包括委任状を提出した場合、包括委任状の提出以降にする出願では、委任状を提出しなくてもよい。

	日本	韓国
出願時の委任状	出願時に代理人を選任する場合は必要	必要

(2) 出願公開と早期公開

日本と同様に、出願日から1年6か月後に出願公開され、早期公開申請も可能である。

(3) 情報提供

日本と同様に、出願後の特許登録前にいつでも誰でも情報提供をすることができ、匿名情報提供も可能である。なお、日本においては特許付与後の情報提供を認めている。

(4) 審査請求

日本と同様に、出願日（PCT出願の場合はPCT出願日）から3年以内に誰でも審査請求することができる。

(5) 優先審査

日本は、優先審査、早期審査、スーパー早期審査、PPHに区分されているが、韓国は、優先審査とPPHに区分される。優先審査とPPHのいずれも優先審査申請日（PPH申請日）から3か月以内に最初の審査結果を受けることができる。

2023年までは、韓国特許庁が指定した先行技術調査会社に先行技術調査を申請した場合、優先審査の対象になったため、日本出願人もこの項目を用いて容易に優先審査を申請できた。しかし、この項目は2024年に廃止され、現在日本出願人が利用できる優先審査項目は、以下の通りである。

- ・韓国特許出願公開後、第三者が業として韓国特許出願発明を実施している場合
- ・出願人が出願発明を業として韓国で実施中または実施準備中の出願
- ・韓国特許出願を優先権主張して外国特許庁で特許出願をした場合
- ・韓国特許庁が第4次産業革命関連の新特許分類を付与した特許出願

(AI、IoT、3Dプリンティング、自律走行車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、
知能ロボット、スマートシティ、拡張現実感、革新的新薬、再生可能エネルギー、カスタムヘル

スケア、ドローン、次世代通信、知能型半導体、先端素材、ブロックチェーン、スマート製造、次世代バイオ医薬品)

また、日本特許登録に基づく PPH および PCT 国際調査報告に基づく PCT-PPH も利用することができる。

(6) 審査請求料の返還

日本は、審査着手前に出願を取下げ又は放棄した場合、出願の取下げ又は放棄した日から 6 月以内に返還請求がなされれば、審査請求料の 1/2 を返還する。韓国は、審査請求後の意見提出通知書の作成前に出願を取下げた場合、審査請求料全額を返還し、最初の意見提出通知書に対する意見提出期限前に出願を取下げた場合、審査請求料の 1/3 を返還する。審査請求料の返還の要件に該当する場合にはその旨を通知し、当該通知から 5 年以内に請求があった場合に、返還がなされる。

	日本	韓国
審査請求料の返還	審査請求前に出願を取り下げると、審査請求料の 1/2 を返還	審査請求後、OA 作成前に出願を取下げた場合、審査請求料の全額を返還、 最初の意見提出通知書に対する意見提出期限前に出願を取下げた場合、審査請求料の 1/3 を返還

(7) 審査

韓国は、意見提出通知に対する応答期限は 2 か月であり、最大追加 4 か月まで期間延長が可能である。ただし、日本は、応答期間に 2 か月を加えた期間内に請求すれば、特許庁手数料の納付とともに期間延長が可能であるが、韓国は、必ず応答期限内に期間延長をしなければならない。また、韓国は、拒絶決定に対する再審査請求期限（審判請求期限）は 3 か月であり、30 日ずつ 2 回まで期間延長が可能である。

	日本	韓国
OA 期限	60 日 (外国人は 3 か月) + 2 か月 (外国人は 3 か月) 期間延長可能	2 か月 + 最大 4 か月 期間延長可能
拒絶査定対応期限	3 か月 (外国人は 4 か月か月)、期間延長不可	3 か月 + 最大 30 日 (外国人は 60 日) 期間延長可能

(8) 補正

補正は、大きく、①自発補正と②OA 対応補正（OA 発生後のこれに対応する補正）に区分される。補正と関連して、日本には、OA 対応補正について、補正前の請求範囲と補正後の請求範囲が発明の単一性を満たす必要があるというシフト補正禁止規定があるが、韓国には、シフト補正禁止規定がない。

自発補正は、出願人が OA 発生前の特許決定前であればいつでも行うことができ、補正範囲は最初の明細書、請求範囲、図面の範囲内（新規事項追加禁止）である必要がある。

OA 対応補正は、OA 対応期限内に補正を行うことができ、期間延長をした場合には補正期限もその分延長される。

最初の拒絶理由通知後の補正も、補正範囲は、最初の明細書、請求範囲、図面の範囲内（新規事項追加禁止）である。

最後の拒絶理由通知後の補正及び拒絶査定に対する再審査請求時の補正の場合、新規事項追加禁止が依然として適用されるとともに、請求項の削除、特許請求範囲の減縮、誤記の訂正、不明確な記載の釈明に該当する場合でなければならない。すなわち、特許請求の範囲を拡張する補正は、この場合には許容されない。

また、拒絶決定不服審判の請求時及び請求後には補正の機会がない（ただし拒絶査定後の再審査請求時には補正が必要）。日本は拒絶決定不服審判の請求時及び請求後にも補正が可能であるのと違いがある。

	日本	韓国
シフト補正禁止規定	有り	無し
拒絶決定不服審判請求時及び請求後の補正	可能な場合有り	不可

(9) 分割出願、分離出願

韓国は、補正可能期間に分割出願を行うことができる。OA 対応期限内の分割は、期間延長をした場合には分割期限もその分延長される。さらに、韓国は、特許決定送達日から 3 か月以内、特許登録前に分割出願を行うことができる。拒絶査定後にも 3 か月以内に分割出願が可能であり、再審査請求後の再拒絶査定された場合にも 3 か月以内に分割出願が可能である。また日本にはないが、韓国では拒絶決定不服審判請求が棄却された場合、拒絶されていない請求項だけで出願をする分離出願も存在する

	日本	韓国
特許査定後、分割可能期間	特許査定書送達日から 30 日	特許決定書の送達日から 3 か月
拒絶決定不服審判後、特許査定時に分割	不可	可能

(10) 拒絶決定

日本の場合、拒絶査定後に拒絶査定不服審判を請求しながら補正書を提出することができ、この場合は審査前置になるが、韓国の場合、拒絶決定不服審判を請求しながら補正書を提出することができないため、審査前置制度がない。ただ、韓国は、拒絶査定に対して補正書を提出しながら再審査を請求することができ、再審査請求に対して再び拒絶決定が出た場合、これに対しては拒絶決定不服審判のみ請求することができる。日本の審査前置が拒絶査定不服審判請求前に位置するものと理解することができる。

つまり、最初の拒絶決定に対しては、①（補正せずに）拒絶決定不服審判、②（補正とともに）再審査請求、③分割出願、④放棄で対応することができ、再審査請求に対する拒絶決定については、①（補正せずに）拒絶決定不服審判、②分割出願、③放棄で対応することができる。

	日本	韓国
最初の拒絶決定	審判請求時に補正可能	審判請求時に補正不可 補正とともに再審査請求可能
再拒絶決定	N/A	補正せずに審判請求可能

(11) 特許決定

日本は、登録査定送達日から 30 日以内に特許登録（登録料納付）をしなければならず、韓国は、特許決定送達日から 3 か月以内に特許登録をしなければならない。期限経過後の 6 か月までは追加納付が可能であるが、追加手数料を納付しなければならない。追加納付期限までに登録料を納付しない場合、登録放棄とみなす。

	日本	韓国
登録期限	登録査定送達日から 30 日	特許決定送達日から 3 か月

(12) 新規性喪失の例外

韓国も、日本と同様に、特許を受けることができる権利を有する者の意思に反して発明が公開された場合、及び特許を受けることができる権利を有する者の行為によって発明が公開された場合、公知日から 1 年以内に特許出願を行えば、新規性喪失の例外の適用を受ける。すなわち、新規性喪失の例外の適用を受ける公開の種類は限定されない。ただし、日本の場合、特許を受ける

ことができる権利を有する者の行為によって発明が公開された場合は、特許出願時に新規性喪失の例外の主張をしなければならないが、韓国は、補正可能期間及び特許決定送達日から3か月以内に新規性喪失の例外の主張（及び証明書類の提出）をすることができる。したがって、韓国の場合、意見提出通知において上記に該当する先行公知資料が引用発明として提示された場合、これを新規性喪失の例外の主張をして拒絶理由を克服することができる。

	日本	韓国
新規性喪失の例外の主張可能期間	特許出願時に新規性喪失の例外の主張が必要	補正可能期間及び特許決定送達日から3か月

(13) 特許異議申立及び特許取消申請

韓国は、特許異議申立制度がなく、これと類似する特許取消申請制度を運営している。誰でも特許設定登録日から特許登録公告日後の6か月まで韓国特許審判院に特許取消申請をすることができる。

特許取消申請に対して特許審判院が棄却をした場合、特許取消申請人はこれに不服することができず（手続終結）、さらに争いたい場合には、無効審判を請求しなければならない。特許取消申請に対して特許審判院において理由があると判断された場合、特許権者に意見提出機会を付与し、特許権者は意見書提出及び／又は訂正をすることができる。このような特許権者の対応について特許取消申請人は、意見書を提出することができないが、これが日本の特許異議申立制度との主な違いである。特許取消決定に対して、特許権者は韓国特許法院に韓国特許庁を相手に訴訟を提起することができる。つまり、この訴訟において、特許取消申請人は訴訟の当事者ではない。

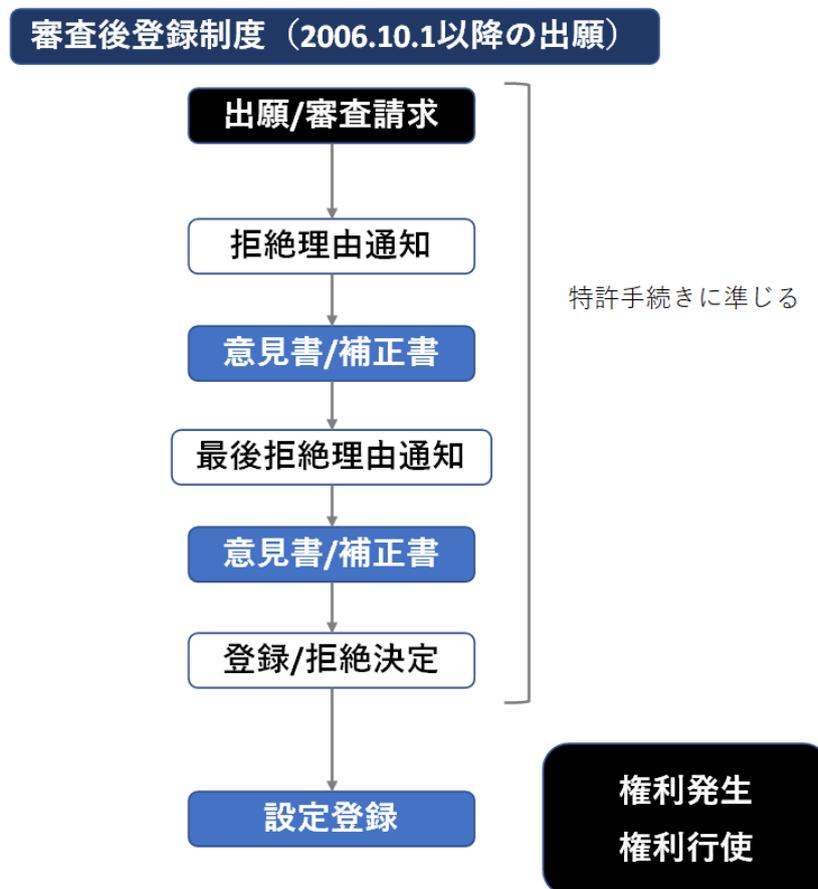
	日本	韓国
異議申立/特許取消申請時に特許権者の意見/訂正に対する異議申立人の追加意見提出	可能	不可

2. 実用新案制度概要

韓国特許庁ウェブサイト²に掲載されている現行実用新案（審査後登録制度）のフローチャートを翻訳したものを以下に示す。

韓国における実用新案制度は、1999年7月から2006年9月末までの出願については、現在の日本の制度に類似する、登録を先に行い、必要に応じて技術評価書を作成する制度で運用されていた。しかしながら2006年10月以降は、技術評価書制度をやめて、特許制度と同じく審査制度を採用している。

【現行実用新案（審査後登録制度）のフローチャート】



(1) 日本との共通点

実用新案制度は、特許よりも進歩性の低い考案のためのものであり、物品の形状、構造またはその組み合わせを対象とする。したがって、方法は、実用新案登録の対象にはなれない。また、

² <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200112>

特許権の存続期間が出願日から 20 年であるのに対し、実用新案権の存続期間は出願日から 10 年である。

(2) 日本との違い

日本は、実用新案に対して無審査制度を採用しているが、韓国は、特許と同様に審査制度を採用している。したがって、韓国では実用新案登録出願についても出願日から 3 年以内に審査請求をする必要があり、韓国特許庁の審査を通じて登録決定されれば、実用新案登録が可能である。同様に、韓国では登録前に審査を行うため、日本の実用新案権に対する技術評価請求制度も存在しない。

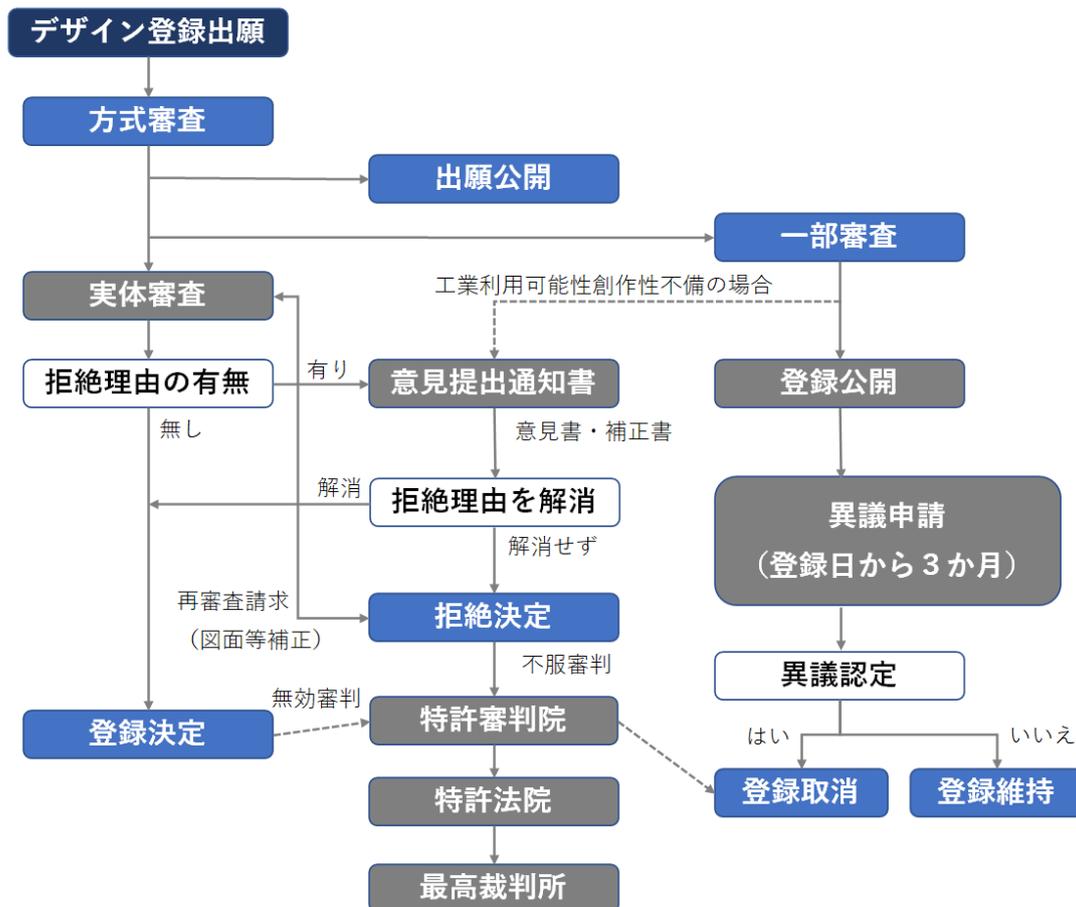
	日本	韓国
実用新案登録出願の審査有無	無審査制度。 登録後の権利行使のための技術評価請求制度	審査制度。 登録のための審査請求制度

3. 意匠・デザイン保護制度概要

韓国特許庁ウェブサイト³に掲載されている意匠審査手続きフローチャートを翻訳したものを以下に示す。

韓国の意匠制度においては、特許制度と同様に、再審査請求制度が存在する。

【意匠審査手続きフローチャート】



(1) デザイン出願

日本の出願人が日本意匠出願を基礎として優先権を主張し韓国にデザイン出願をする方法は、2つのルートがある。一つはパリ条約によるルートであり、もう一つはハーグ協定による国際デザイン登録出願によるルートである。

1) パリ条約によるルート

パリ条約によるルートの場合、優先日から6か月以内に韓国特許庁に出願をしなければならず、

³ <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200156>

出願人は、日本特許庁が発行した優先権証明書類をデザイン登録出願日から3か月以内に提出しなければならない。しかし、韓国と日本は国際事務局の仲裁により、優先権証明書類のオンライン交換に合意したため、優先権の基礎となった日本意匠出願時に日本特許庁から自動的に付与された4桁のDAS(Digital Access Service)コードを出願書に記載すれば、優先権証明書類を提出する必要がない。

2) ハーグ協定の国際デザイン登録出願によるルート

日本出願人が日本意匠出願を基礎としてハーグ協定に基づく国際デザイン登録出願を行いながら、指定国に韓国を含める方法である。国際事務局(WIPO)は、日本特許庁から伝達された国際デザイン登録出願に対し、国際登録原簿(国際登録番号を付与)を生成した後、各指定国の特許庁にデザイン出願の内容とともにこれを通知することになる。指定国に韓国が含まれている場合、韓国特許庁は、国際事務局の通知を受けた後、当該国際デザイン登録出願を韓国デザイン保護法に従って審査した後、国際事務局に韓国での保護の可否に対する結果を通知することになり、国際事務局はこれを日本出願人(代理人が存在する場合にはその代理人)に通知する。

3) 委任状

日本とは異なり、現地代理人によるデザイン出願のためには委任状の提出が必要である。委任状には個別委任状と包括委任状の2種類があるが、その違いについては特許制度で説明しているため、ここでは省略する。

4) 図面

斜視図と六面図(正面図、平面図、左側面図、右側面図、背面図、及び底面図)を提出する必要があり、左右対称などの特別な事情がある場合、一部の図面の省略が可能であり、図面を代用する写真、CG図面などの提出が可能である。日本は、意匠を明確に表す十分な数の図の提出があれば、提出する図の数は不問としている点で異なるが、基本6面図の他、斜視図、断面図などを提出するという点では共通しており、図面を代用する写真、CG図面の提出も可能である。

日本基礎意匠出願の図面が韓国特許庁のデザイン図面の作成方法に合わない部分が存在し、これを補正してデザイン出願をする場合、優先権が認められない危険性があるため、実務上、日本基礎意匠出願の図面をそのまま出願して優先権の地位を確保し、その後、OAなどに対応して補正書を提出する。

5) デザイン保護対象物品

日本の場合は、「日本意匠分類」（分類によっては、D タームもあり）を採用しており、ロカルノ分類も併記しているところ、韓国もまたロカルノ分類を適用しているため、デザイン保護の対象となる物品は日本と大きな違いはない。しかし、日本は建築物、インテリアに対する意匠出願が可能であるが、韓国の場合、これらはデザイン保護の対象に該当しない（改正を議論中）。

6) 複数デザイン制度

日本は、最大 100 個まで 1 件のデザイン出願として出願でき、物品分類の範囲について制限はないが、韓国では、複数のデザインが同一の物品分類（ロカルノ分類コード）に属する場合に限り、最大 100 個まで 1 件のデザイン出願として出願することができる。複数のデザインを一つの出願書に添付することができ、出願手続きが非常に簡素化される利便性があるが、出願番号がそれぞれ生成される。また、日本及び韓国ともに、出願料もデザインの数だけ賦課され、デザイン権もデザインごとに独立して発生する。

(2) 部分デザイン制度

物品全体ではなく一部分のデザインが独特で創意的である場合、該当部分だけを実線、残りの部分は点線で区別して物品の一部分に対するデザイン登録を認めており、日本の部分意匠と同様である。通常は実線と点線で区別するが、色などによる区別も認められる。

(3) 画像デザイン制度

日本と同様に、スマートフォンのグラフィカルユーザーインターフェース(GUI)などの物品の指定なしに、画像自体をデザインとして保護を受けることができる。ただし、機器の操作または機器の機能の発揮に該当する画像に限り、このような操作または機能の発揮と無関係な画像は、従来通り、物品（例：ディスプレイ装置など）に対する画面デザインとして保護を受けることになる。日本の場合は、①機器の操作の用に供される画像（操作画像）と、②機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（表示画像）が意匠登録として認められる。

	日本	韓国
建築物・インテリア（内装）の保護対象の可否	○	×
部分デザイン制度	○	○
画像デザイン制度	○	○

(4) 関連デザイン制度

自己の登録デザインまたはデザイン登録出願したデザインにのみ類似するデザインについては、その基本デザインのデザイン登録出願日から3年以内にデザイン登録出願した場合、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。ただし、日本は関連意匠の出願期限が基礎意匠（最初の本意匠）の出願から10年を経過する日前までであり、関連意匠にのみ類似する関連意匠登録を認めている。

	日本	韓国
関連デザインの出願期限	基礎意匠の出願日から 10年	基本デザインの出願日から 3年
関連デザインにのみ類似する 関連デザイン登録	○	×

(5) 申請による出願公開制度及び秘密デザイン制度

日本の場合、出願公開制度がないため、登録後に意匠公報が発行されるまで出願した意匠が公開されることはない。韓国もまた原則的に同様であり、これはデザイン公開による模倣行為を未然に防止するためのものである。しかし、デザイン出願後（登録前）に第三者が出願されたデザイン製品を模倣して販売している場合、出願公開を申請し、出願公開後に書面で警告状を発送することが可能であり、デザイン権の登録後に補償金の請求が可能である。

逆に、秘密デザイン制度は、韓国及び日本はともに同じであり、登録後、最大3年の範囲内でデザイン登録公報を発行せずに秘密に保つことを請求することができ、当該期間の短縮、延長が可能である。

	日本	韓国
出願公開制度	×	○（登録後に補償金の請求可能）
秘密デザイン制度	○	○

(6) 一部審査制度及び実体審査

ライフサイクルが短く、流行に敏感な物品に対するデザインについては、迅速なデザイン保護が求められる場合が多いため、韓国デザイン保護法は、7つの物品分類（1類（食品）、2類（衣類）、3類（カバンなど）、5類（繊維製品）、9類（包装紙）、11類（宝石・装身具）及び19類（文房具、事務用品など）については、新規性、創作容易性、拡大された先出願、先出願主義に対する審査を行わない。したがって、これに該当するデザイン出願は3か月以内にデザイン登録が可能である。

ただし、不実権利の量産を防ぐために、一部審査デザイン出願の出願継続中に第三者の情報提

供がある場合、提供された情報に基づいて登録要件の全てを審査することができ、誰でも設定登録された日から登録公告日後の3か月になる日までに異議申立をすることができる。日本はこのような一部審査制度及び異議申立制度を採用していない。

上記の一部審査対象物品に対するデザイン出願を除く残りの出願に対しては、デザイン登録要件の全てに対する実質的な審査を行う。特許庁は、拒絶理由に該当する場合は意見提出通知書を、拒絶理由がない場合は登録決定書を発付する。

意見提出通知に対する回答期限は2か月であり、最大追加4か月まで期間延長が可能であり、拒絶決定に対する不服審判請求期限は3か月であり、30日ずつ2回まで期間延長が可能である。

(7) 優先審査制度

審査請求制度はなく、出願日の順序に従って審査を進めなければならないが、下記に該当する場合、申請により早期審査を進めることができる。

- 1) 出願公開（ハーグ協定による国際登録公開を含む）後、出願人でない者が出願人の許諾なしに業として出願されたデザインを実施していると認められる場合
- 2) 防衛産業分野、環境分野など法律で定められた緊急処理の必要性が認められる場合
- 3) 条約による優先権主張の基礎となる出願において、外国特許庁でデザインに対する手続が進行中の場合

日本もまた早期審査制度を施行している。

(8) 新規性喪失の例外の主張時期の制限を廃止

過去、新規性喪失の例外を主張するためには、必ず決められた時期(出願時、登録または拒絶決定書の送付前、異議申立あるいは無効審判の答弁書の提出期限)に新規性喪失の例外を主張しなければならなかったが、2023年12月21日以降に出願されたデザイン出願の場合には、このような時期的制限が廃止され、どの時点でも主張が可能となった。

	日本	韓国
新規性喪失の例外主張のための出願時期	最初の新規性喪失日から1年	最初の新規性喪失日から1年
新規性喪失例外の主張時期	出願時	いつでも可能

(9) 存続期間

意匠権が設定登録によって発生することは韓国及び日本ともに同一であるが、存続期間は、韓国の場合は登録日から20年、日本は出願日から25年まで存続する。関連意匠の存続期間は、両国ともに基礎意匠（韓国の場合は、本意匠）の存続期間と同一である。

4. 商標制度概要

韓国特許庁ウェブサイト⁴に掲載されている商標審査手続きフローチャートを翻訳したものを以下に示す。

日本の商標制度は、商標権の設定登録後に異議申立を認める制度であるのに対し、韓国の商標制度は、設定登録を行う前に、異議申立を認めるいわゆる付与前異議制度である点に差異がある。

【商標審査手続きフローチャート】



⁴ <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200154>

(1) 商標出願

日本の出願人が韓国に商標出願をする方法は大きく2つある。一つは、韓国の代理人を通じて韓国特許庁に直接商標出願する方法であり、もう一つは、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を行い、その指定国に韓国を含める方法である。

1) 直接商標出願

通常、日本の商標出願日から6か月以内に優先権主張を伴う出願をすることができるが、出願時に優先権主張の趣旨を記載しなければならない、優先権証明書類は出願日から3か月以内に提出しなければならない。

ただし、特許や意匠とは異なり、商標登録のためには新規性が要求されないため、優先期間の経過後あるいは優先期間内であっても、費用の発生を減らすために優先権を主張せずに商標出願を行う場合も多数存在する。

2) 韓国を指定国に含むマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願

日本の出願人が日本の商標出願（基礎出願）または商標登録（基礎登録）に基づいて、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を行い、その指定国に韓国を含める方法である。国際事務局(WIPO)は、日本特許庁から送付された願書の審査完了後に「国際登録」を行い、各指定国に対して「領域指定通報」を送付する。指定国に韓国が含まれている場合、韓国特許庁は国際事務局からの領域指定通報を韓国商標法上の商標出願として審査した後、18か月以内に国際事務局に韓国における保護の可否についての結果を通知し、国際事務局はこれを日本の出願人(代理人が存在する場合はその代理人)に通知する。

3) 委任状

日本とは異なり、商標出願のためには委任状の提出が必要である。委任状には個別委任状と包括委任状の2種類があるが、その違いについては特許制度で説明しているため、ここでは省略する。

4) 指定商品・指定役務

特許庁の非告示商品であっても、実取引社会において独立した商取引の対象となり、具体的に特定することができる商品・役務は記載が可能である。1区分当たりの指定商品・指定役務数が10個を超えた場合、超過した1個当たりに出願料及び登録料が加算される。

(2) 実質審査

審査請求制度は存在せず、出願順序に従って方式審査及び識別力の有無、同一あるいは類似の先登録商標の存在など、商標法で規定する実質的な審査要件を審査することは日本と同じである。最近、商標審査件数の増加などにより、最初の審査結果(出願公告または意見提出通知書)が出るまでに1年以上を要し、拒絶理由がない場合でも登録まで1年2～4か月以上を要している。

韓国における意見提出通知に対する応答期間は2か月であり、最大追加4か月まで期間延長が可能である。ただし、日本においては応答期間の徒過後（当該応答期間の末日の翌日から2か月以内）にも手数料の納付とともに期間延長が可能であるが、韓国は必ず応答期間内に期間延長をしなければならない。

また、韓国は拒絶決定に対する再審査請求期限（審判請求期限）は3か月であり、30日ずつ2回まで期間延長が可能である。

	日本	韓国
応答期間	国内居住者：40日、在外者：3か月＋最大3か月期間延長可能	2か月＋最大4か月期間延長可能
拒絶査定対応期間	3か月、期間延長不可	3か月＋最大30日（外国人は最大60日）期間延長可能

(3) 優先審査

商標出願は出願日順に審査され、一定の事由に該当すれば優先審査を申請することができるが、優先審査を申請する場合、商標審査事務取扱規程に規定される期限を考慮すると、通常優先審査の申請日から3か月以内に最初の審査結果（出願公告または意見提出通知書）を受け取ることになる。2023年までは、特許庁が指定した先行商標調査機関による先行商標調査結果書を提出すれば、優先審査を申請することができ、韓国及び海外の出願人がよく利用していたが、2024年からは廃止された。現在適用されている優先審査事由などを日本における商標早期審査制度と比較すると以下の通りであり、優先審査の申請が認められれば、出願人は申請から3か月以内に最初の審査結果を受けることになる。

	日本	韓国
代表的な対象	1) 指定商品・指定役務全てが日本国内で使用されている場合 2) 指定商品・指定役務の一部が日本国内で使用＋第三者の使用または警告状／ライセンス請求など緊急な事由がある場合	1) 指定商品・指定役務全てが韓国国内で使用または使用準備中 2) 出願人が韓国で出願商標と関連する書面警告を受けたり、他人に書面警告をした場合 3) 存続期間満了により消滅した商標

	3) 指定商品・指定役務の一部が日本国内で使用されている＋残りは日本特許庁告示の商品・役務である場合	の商標権者が同一商標を同一商品に出願した場合
--	--	------------------------

ただし、日本のファストトラック審査（指定商品・指定役務の全てが日本特許庁の告示商品に該当し、審査着手時点まで補正書の提出がない場合、通常より3か月程度早い出願日から約6か月経過した時点で最初の審査結果が出る制度。現在は休止中）は、韓国には存在しない。

(4) 出願公告及び登録前の異議申立制度

韓国は審査結果、拒絶理由に該当しない場合、出願公告決定がなされ、出願公告日から2か月以内に異議申立が可能である。日本は出願公告制度が存在せず、異議申立は商標登録後、商標掲載公報の発行日から2か月以内に可能である。

	日本	韓国
異議申立制度	商標掲載公報の発行日から2か月以内（登録後制度）	商標出願公告日から2か月以内（登録前制度）

(5) 補正

出願公告決定前には、意見提出通知書の受付前までいつでも補正が可能であり、出願公告決定後は、1) 意見提出通知書による意見書提出期限、2) 公告後の異議申立による答弁書提出期限、3) 拒絶決定不服審判請求後の30日以内、及び4) 拒絶決定書の送達日から3か月以内の補正（再審査請求）に限り認められる。

補正は、最初の商標出願の要旨を変更しない範囲内で指定商品・指定役務または商標の補正が可能であり、通常、1) 指定商品・指定役務の範囲の減縮、2) 誤記の訂正、及び3) 不明瞭な記載の釈明は認められる。

出願公告制度がない日本は、原則的に商標出願が審査・審判に係属している限り補正が可能であり、また補正による要旨変更は認められない。

(6) 分割出願

分割出願が可能な時期は補正が可能な時期と一致し、分割出願の指定商品・指定役務は原出願の範囲内に限定される。通常は、指定商品・指定役務の一部のみに拒絶理由が存在する場合、拒絶理由が存在する商品・役務あるいは拒絶理由と関係の無い商品・役務のみを分割して商標登録を推進する際に使用する。

一方、これまで韓国特許庁はマドリッド協定議定書に基づく出願の分割を認めていなかったが、2024年5月1日以降その分割を認めているため、韓国を指定国とした出願への対応がより容易になったが、日本は未だマドリッド協定議定書に基づく出願に対する分割を認めていない。

(7) 商標共存同意制度の施行

2024年5月1日から施行され、類似すると判断される先行商標権者が押印あるいは署名した共存同意書を提出する場合、韓国特許庁はこの先行商標と類似することを理由に商標登録を拒絶することができず、さらに異議申立及び無効事由に該当しない。条件付き共存同意書（地域制限、時期制限など）及び包括的共存同意書（例：今後出願される出願商標一切に対する同意など）は認められない。

このように、韓国ではいわゆる完全型コンセント制度が採用されており、留保型コンセント制度を採用する日本とは異なる。

(8) 部分拒絶制度の導入

出願人が意見提出通知書で指摘された指定商品・指定役務に対して何らの措置を取らない場合、出願全体が拒絶された過去とは異なり、2023年2月4日以降に出願された商標出願の場合、何の措置がなくても、韓国特許庁は拒絶理由とは無関係な商品・役務に対しては出願公告決定を下すことになる。したがって、拒絶理由として指摘された指定商品・指定役務が核心商品・役務でない場合、OA対応費用が節減されるという長所がある。

(9) 拒絶決定および再審査請求

商標拒絶決定に対する拒絶理由を指定商品・指定役務の削除または限定補正などで簡単に解消できる場合、拒絶決定不服審判の代わりに、拒絶決定謄本送達日から3か月以内に補正書とともに再審査請求をすることができる。この場合、拒絶決定は取り消されたものとみなされ、審査官は補正された内容で再審査を進める。特別な事情がない限り、拒絶決定を下した審査官が再び指定審査官となり、再審査請求期限満了後の1か月以内に処理されることが原則である。再審査の結果、拒絶理由が解消された場合、出願公告決定または登録決定を下すことになり、拒絶理由が解消されない場合、再び拒絶決定を下すことになるが、これに対しては再び再審査を請求することはできず、拒絶決定不服審判請求のみ可能である。

(10) 商標登録決定

商標登録決定書の受付後の2か月（1回に限り30日間の延長が可能）以内に登録料を納付することで商標権が発生し、実務上、登録料の納付日が商標登録日となる。2回の分割納付（登録

時に 1/2、残りの 1/2 は 5 年後) も可能であり、分割納付をする際には、5 年ずつ存続期限が認められる。別途申請がない場合、紙の登録証ではなく電子登録証が発行される。

	日本	韓国
登録期限	登録査定送達日から 30 日	商標登録決定書の受付日から 2 か月

5. 著作権制度概要

(1) 保護される著作物

人間の思想または感情を表現した創作物が著作物として著作権法の保護対象であり、高いレベルの創造性が要求されるのではなく、他人のものを真似ることなく、作家自身の独自の思想や感情の表現が込められている程度であれば十分である。さらに、著作権法は表現を保護するもので、アイデア自体を保護するものではない。著作権法上、著作物の種類は、語文著作物、音楽著作物、演劇著作物、美術著作物、建築著作物、写真著作物、映像著作物、図形著作物、コンピュータプログラム著作物、2 次的著作物、編集著作物に区分されているが、これは例示に過ぎず、他の形態の著作物もあり得る。

日本は、著作物の定義を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」として、韓国より具体的に規定している。

(2) 著作者と著作権者

著作者は、自分の著作物に対する著作権、すなわち著作人格権と著作財産権を有する。このような著作権は、著作した時から発生し、著作権登録や納本などのいかなる手続きや形式の履行を必要としない。

著作者が著作権者になることが原則であるが、著作権を譲渡又は相続する場合、著作者と著作権者が分離される（第 45 条）。著作者が著作権を譲渡したとしても、著作人格権は依然として著作者に残ることになるため、通常、著作権者というときは、著作財産権者を意味する。

日本は、著作者の権利を著作人格権及び著作権に区別しているが、後者が韓国の著作財産権に該当し、やはりこれらの権利の発生にはいかなる要件も必要としない。

(3) 著作人格権

下記の 3 つの権利から構成され、これは他人に譲渡されない権利であり、日本の著作人格権の内容も同様である。

1) 公表権

著作者は、著作物を公表する権利を有するため、著作者の意思に反して他人がその著作物を公表することは著作人格権の侵害となる。

2) 氏名表示権

著作者は、著作物の原作品やその複製物に、又は著作物を公表する際に、著作者としての氏名（実名、芸名等）を表示する権利を有する。当然、氏名表示権には氏名を表示しない権利も含まれる。

3) 同一性維持権

著作者は、自己の著作物の内容・形式及び題号を元の状態のまま維持する権利を有する。したがって、意思に反して他人が著作物の内容や形式を変更することは、同一性維持権を侵害することになる。

(4) 著作財産権

著作財産権は、物権的な権利により排他的に著作物を経済的に利用できる権利であり、著作権者の許諾なしにはその著作物を利用できないようにする効力を有している。法に規定された著作財産権は、複製権、公演権、公衆送信権、展示権、配布権、貸与権、2 次的著作物作成権であるが、このうちいくつかを検討すると、次の通りである。

1) 公演権

「公演」とは、著作物を上演、演奏、歌唱、上映、その他の方法で一般公衆に公開することをいい、公演、放送、実演の録音・録画物を再生して一般公衆に公開することも含む。したがって、販売用のレコードを購入してジム、デパート、レストランなどで流したり、カラオケ店などのカラオケ機器で流すことも、すべて著作権者の許可を受けなければならない。

2) 公衆送信権

「公衆送信」とは、著作物や実演、レコード、放送またはデータベースを公衆が受信したりこれに接近させる目的で、無線または有線通信の方法によって送信するか又は利用に提供することをいう。公衆送信には、具体的に放送（再放送や中継放送の両方を含む）と、送信（インターネットを介した個別の著作物送信を含む）と、デジタル音声送信（インターネットストリーミング技術を活用したリアルタイム送信を含む）を包括する。

3) 配布権

基本的には、複製権から由来した権利として理解される。ただし、著作権者がいったんある原作品またはその複製物を公衆に配布したときには、その配布権が消滅する（最初販売の原則また

は権利消尽の理論)。したがって、誰でも正当に取得した著作物の原作品またはその複製物を著作権者の許可なしに他人に販売、貸与、その他の方法で譲渡することができる。

4) 2次的著作物作成権

最近インターネットに公開された小説（ウェブ小説）や漫画を素材としてドラマ、映画などが制作されることが多くあるが、小説や漫画が原著作物、ドラマや映画が2次的著作物に該当するが、このような2次的著作物を作成して利用するためには、原著作物の著作権者の許可を受けなければならない。特に、原著作物を変形、脚色する場合には、原著作物の内容の変更や内容の同一性を侵害する恐れが多いため、その利用契約を非常に厳しくしておかないと紛争が起こる恐れがある。

日本も名称は異なるが、複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、2次的著作物利用権など大同小異な権利を認めており、公開的に著作物を口述できる口述権を別途規定している。

(5) 著作財産権の制限

著作権を無制限に認めることは公共の利益に合わず、著作物の公正な利用または文化発展に支障を与えることもある。したがって、一定の場合、著作財産権が制限される場合を規定しているが、代表的なものが1) 学校教育目的等への利用、2) 営利を目的としない公演、放送、3) 私的利用のための複製、4) 時事報道のための利用などであり、著作者が不明でかつ著作物の利用が公益上絶対的に必要な場合には、補償金供託等による利用が可能である（法定許諾による制限）。

(6) 著作財産権の保護期間

著作財産権は、原則として著作者が生存している間と死亡後70年間存続し、共同著作物の著作財産権は、最後に死亡した著作者の死亡後70年間保護され、業務上著作物の著作財産権は、公表した時から70年間存続するが、創作した時から50年（日本団体名義の著作物の場合には70年）以内に公表されない場合には、創作した時から70年間存続する。日本は、上記の括弧部分を除いて同じ保護期間を有する。

(7) 著作隣接権

著作権とは別に、著作物を実演したり、レコードとして作ったり、放送したりした者は、一定の権利を有するようになるが、これを著作隣接権という。このような著作隣接権の保護を受ける者は、実演者、レコード制作者、放送事業者がいる。

- 1) 実演者には、著作隣接権として氏名表示権、同一性維持権の他に複製権、公演権、放送権及び送信権、配布権、貸与権が認められ、特に、販売用レコードに対する放送補償請求権、販売用レコードに対するデジタル音声送信補償請求権、販売用レコードに対する公演補償請求権を有する。
- 2) レコード製作者には、複製権、送信権、配布権及び貸与権、販売用レコードに対する放送補償請求権、販売用レコードに対するデジタル音声送信補償請求権、販売用レコードに対する公演補償請求権が認められ、
- 3) 放送製作者には、複製権、公演権及び同時中継放送権が認められる。

もちろん、このような著作隣接権も著作権のように公共の目的などのために、一定の場合、その権利行使が制限される。

日本もまた実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に著作隣接権を認めている。

(8) 著作権登録の効力

著作権は、創作と同時に発生して創作者に帰属するため、著作権登録がなくても著作権者として権利行使が可能である。しかし、著作権を登録する場合、登録した年月日に著作物を創作、公表したものと推定され、登録された著作者が真の著作者であるものと推定される。したがって、著作権侵害訴訟において、原告（著作権者）が著作権者でないことを相手方（被告）が立証しなければならず、過失推定規定により登録された著作権を侵害した者は、過失がないことを立証しなければならないという点で、訴訟における大きな助けになり得る。

日本もまた実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。著作権の移転、著作権を目的とする質権の設定などは、登録しなければ第三者に対抗できないという点で、韓国と同一である。

(9) 著作権登録手続

著作権登録は、韓国著作権委員会で担当しており、必要な書類及び費用、手続の詳細については、韓国著作権委員会の著作権登録サイト(www.cros.or.kr)を参照するとよい。日本著作権者もまた韓国代理人を通じて韓国に著作権登録を進めることができる。

(10) 外国人の著作物保護

外国人の著作物は、韓国が加入または締結した条約によって保護されるが、韓国は世界著作権協約、ベルン協約加入国であり、特に、WTOによるTRIPS規定を反映した1996年に改正された著作権法により、従前まで何の許諾もなく利用が可能であった1987年9月30日以前に公表

された外国著作物も韓国で保護が可能になったが、その範囲を 1957 年以降に死亡またはまだ生存している著作者の著作物に制限し、韓国著作権者とバランスをとった。また、遡及的な保護に該当するため、一定の経過措置（1996 年改正著作権法の施行前の行為については責任免除など）を設けた。

II. 統計情報

以下の統計は、日本特許庁のホームページ⁵、韓国特許庁のホームページ⁶、及び IP5 statistics report⁷に基づいて作成された。このうち、主に参照した資料は次の通りである。

- ・ 日本特許行政年次報告書 2023 年版
- ・ 日本特許行政年次報告書 2024 年版
- ・ 韓国知識財産統計年報 2023 年(2024 年発行)
- ・ 韓国知識財産統計年報 2022 年(2023 年発行)
- ・ 韓国知識財産統計年報 2021 年(2022 年発行)
- ・ 韓国知識財産統計年報 2020 年(2019 年発行)
- ・ 韓国知識財産統計年報 2019 年(2018 年発行)
- ・ 韓国知識財産統計年報 2018 年(2019 年発行)
- ・ IP5 statistics report 2022 edition

1. 特許

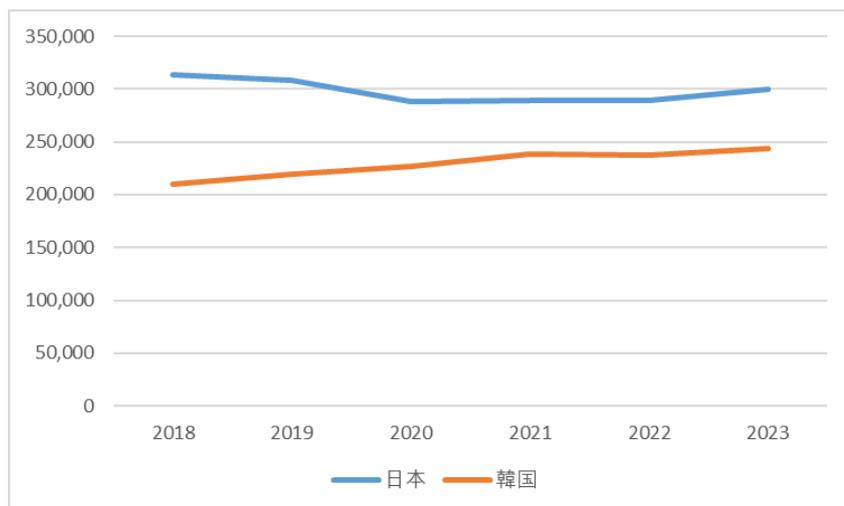
(1) 特許出願件数

2023 年の韓国の特許出願件数は約 24 万件であり、30 万件的日本に比べて約 5 万 6 千件程度少ない。2018 年には日本と韓国の特許出願件数の差が約 10 万件であったのに対し、日本と韓国の特許出願件数の差は縮まった。2018 年から 2023 年までに韓国は特許出願件数が 15.9%増加し、日本は 4.3%減少した。

⁵ 日本特許庁ホームページ : <https://www.jpo.go.jp/resources/report/index.html>

⁶ 韓国特許庁ホームページ : <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200295>

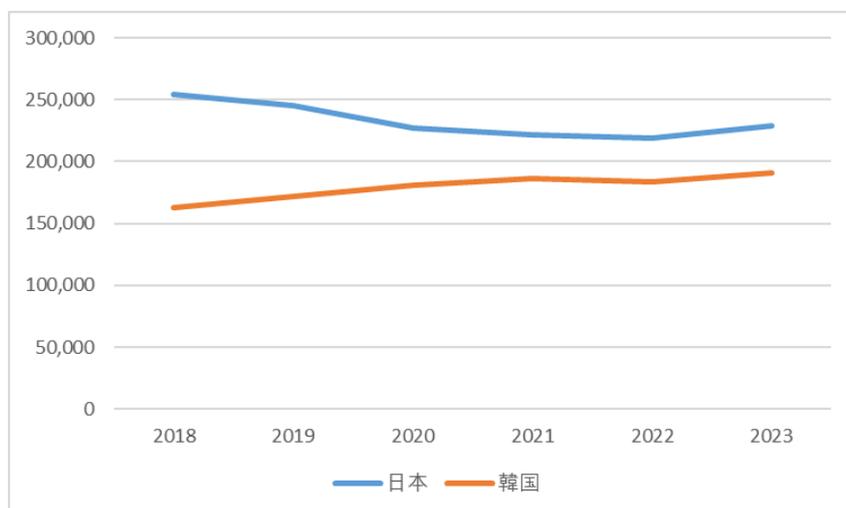
⁷ IP5 statistics report : <https://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports>



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	313,567	307,969	288,472	289,200	289,530	300,133
韓国	209,992	218,975	226,759	237,998	237,633	243,310

(2) 内国人の特許出願件数

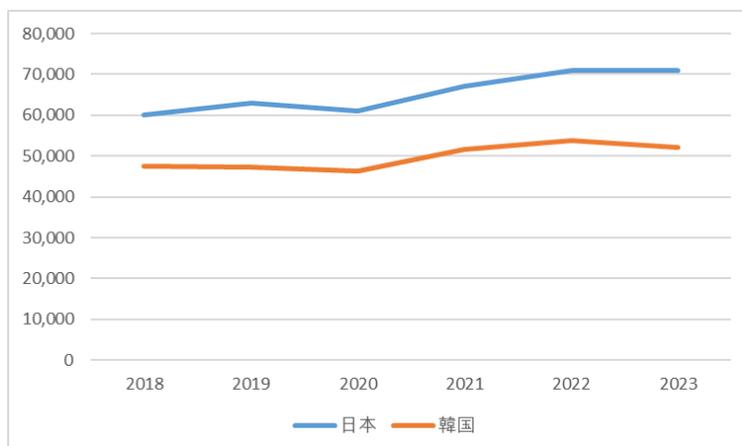
2018年から2023年まで、日本は内国人の特許出願件数が254,000件から229,000件に9.8%減少し、韓国は内国人の特許出願件数が162,582件から191,165件に17.6%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	254,000	245,000	227,000	222,000	219,000	229,000
韓国	162,582	171,603	180,485	186,263	183,754	191,165

(3) 外国人の特許出願件数

2018年から2023年まで、日本は外国人の特許出願件数が60,000件から71,000件に18.3%増加し、韓国は外国人の特許出願件数が47,410件から52,145件に10.0%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	60,000	63,000	61,000	67,000	71,000	71,000
韓国	47,410	47,372	46,274	51,735	53,879	52,145

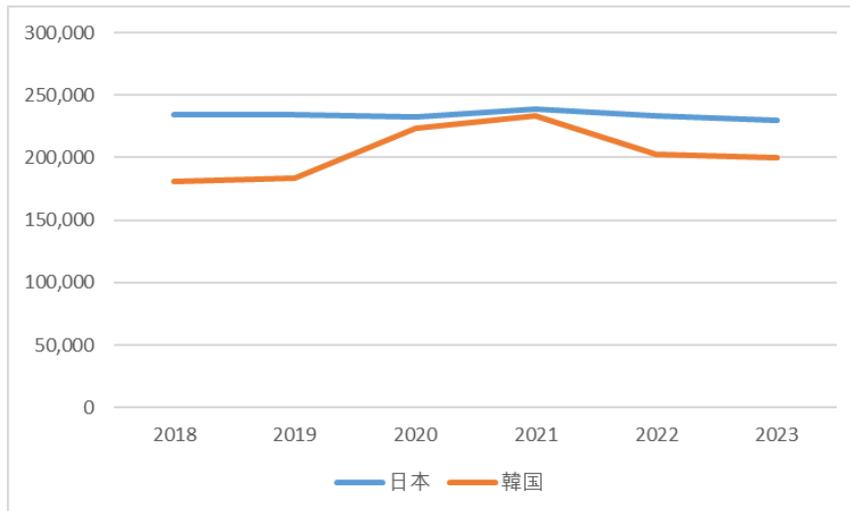
(4) 特許出願件数のうち外国人の割合

2018年から2023年まで、日本は全体特許出願件数のうち外国人出願人の出願の割合が19.1%から23.7%に4.6%増加し、韓国は外国人特許出願件の割合が21%～22%台を維持している。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	19.1%	20.3%	21.2%	23.1%	24.4%	23.7%
韓国	22.6%	21.6%	20.4%	21.7%	22.7%	21.4%

(5) 特許審査請求件数

2018年から2023年まで、日本は審査請求件数が約23万件を維持しており、韓国は審査請求件数が約18万件から約20万件に10.7%増加した。韓国において2020年からの増加傾向は、審査請求期間が5年から3年に短縮されたことによる部分が大きいと推察される。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	234,309	234,182	232,215	238,557	233,780	230,184
韓国	180,680	183,816	223,842	233,055	202,508	199,979

(6) 特許登録件数

2018年から2023年まで、日本は特許登録件数が194,525件から201,420件に1.8%減少し、韓国は特許登録件数が119,014件から134,734件に13.2%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	194,525	179,910	179,383	184,372	201,420	209,368
韓国	119,014	125,661	134,766	145,882	135,180	134,734

(7) 登録査定率

2018年から2023年まで、日本の特許査定率は74%～76%、韓国の特許査定率は69%～74%であり、日本の特許査定率が韓国より少し高い。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	75.3%	74.9%	74.4%	74.8%	75.9%	76.0%
韓国	69.7%	71.8%	72.2%	74.0%	74.3%	72.9%

(8) 最初の審査結果(First Action)までの期間

2018年から2023年まで、日本の最初の審査結果(FA)までの期間は9～10か月であり、韓国の最初の審査結果(FA)までの期間は10.7か月から16.1か月に増加している。韓国特許庁の

審査滞積が原因であり、韓国特許庁が審査官採用など、積極的な問題解決のための努力を行っているため、2025年以降は改善されるものと予想される。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	9.3	9.5	10.2	10.1	10.0	9.4
韓国	10.7	10.8	11.3	12.2	14.4	16.1

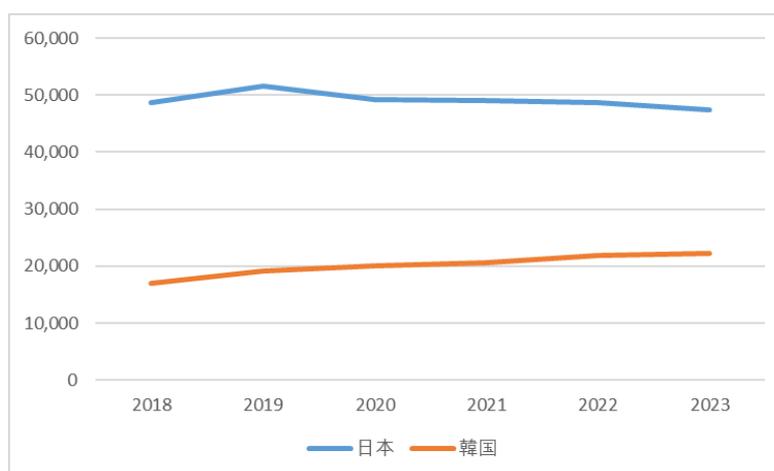
(9) 最終審査結果までの期間

2018年から2023年まで、日本の最終審査結果までの期間は13～15か月であり、韓国の最終審査結果までの期間は15.8か月から19.7か月に増加している。韓国特許庁の審査滞積が原因であり、今後改善されるものと予想される。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	14.1	14.3	15.0	15.2	14.7	13.8
韓国	15.8	15.8	16.0	16.0	18.4	19.7

(10) PCT 出願件数

2018年から2023年まで、日本特許庁を受理官庁とするPCT出願件数は48,630件から47,372件に2.6%減少し、韓国特許庁を受理官庁とするPCT出願件数は16,919件から22,166件に31.0%増加した。2023年を基準とすると、日本の特許出願件数は韓国の特許出願件数の1.23倍であるが、日本のPCT出願件数は韓国のPCT出願件数の2.14倍である点が特徴的である。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	48,630	51,652	49,314	49,040	48,719	47,372
韓国	16,919	19,074	20,059	20,528	21,916	22,166

(11) 日韓間の特許出願件数

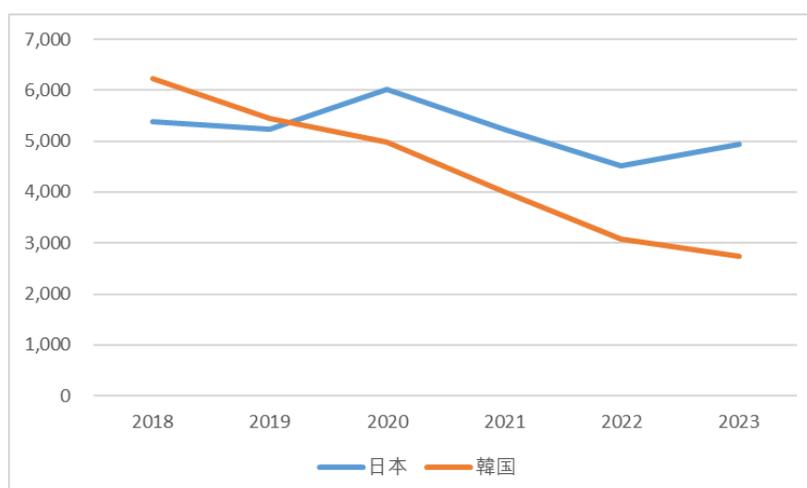
2018年から2023年まで、日本から韓国への特許出願件数は15,595件から14,186件に9.0%減少し、韓国から日本への特許出願件数は5,070件から7,920件に56.2%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本 → 韓国	15,595	15,023	14,014	14,165	13,860	14,186
韓国 → 日本	5,070	5,634	5,881	5,936	7,149	7,920

2. 実用新案

(1) 実用新案出願件数

2018年から2023年まで、日本は実用新案出願件数が5,388件から4,949件に8.1%減少し、韓国は実用新案出願件数が6,232件から2,746件に55.9%減少した。実用新案出願に対して無審査制度を採択している日本と、審査制度を採用している韓国のいずれにおいても実用新案出願件数が減少していることは非常に興味深い。

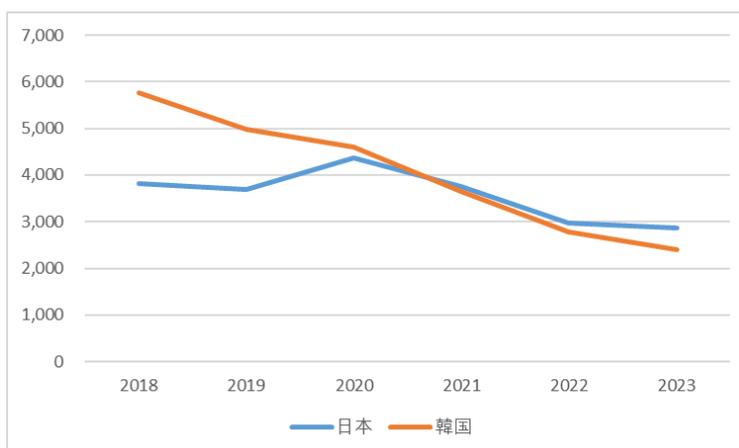


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
----	------	------	------	------	------	------

日本	5,388	5,241	6,018	5,239	4,513	4,949
韓国	6,232	5,447	4,981	4,009	3,084	2,746

(2) 内国人の実用新案出願件数

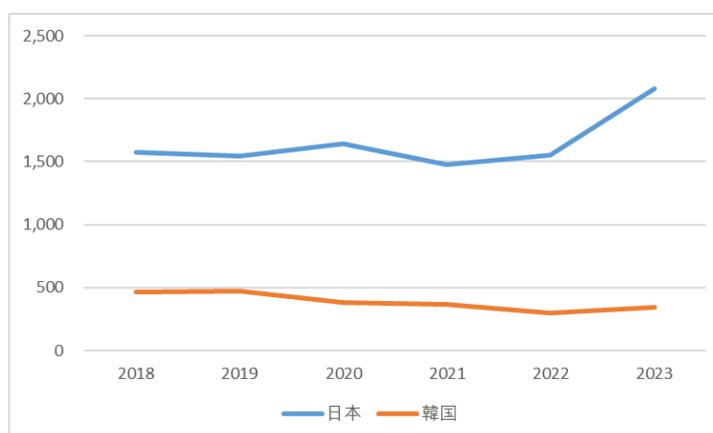
2018年から2023年まで、日本は内国人の実用新案出願件数が3,810件から2,868件に24.7%減少し、韓国は内国人の実用新案出願件数が5,768件から2,400件に58.4%減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	3,810	3,693	4,377	3,762	2,964	2,868
韓国	5,768	4,975	4,596	3,642	2,784	2,400

(3) 外国人の実用新案出願件数

2018年から2023年まで、日本は外国人の実用新案出願件数が1,578件から2,081件に31.9%増加し、韓国は外国人の実用新案出願件数が464件から346件に25.4%減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	1,578	1,548	1,641	1,477	1,549	2,081
韓国	464	472	385	367	300	346

(4) 実用新案出願件数のうち外国人の割合

2018年から2023年まで、日本は全体の実用新案出願件数のうち外国人出願人の出願の割合が29.3%から42.0%に12.7%増加し、韓国は外国人の実用新案出願件の割合が7.4%から12.6%に5.2%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	29.3%	29.5%	27.3%	28.2%	34.3%	42.0%
韓国	7.4%	8.7%	7.7%	9.2%	9.7%	12.6%

(5) 審査請求件数/実用新案技術評価書作成件数

韓国は実用新案出願に対しても審査主義を適用しているため、実用新案の審査請求件数が多いが、実用新案出願件数が減少するにつれて審査請求件数も減少していることが分かる。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	336	353	291	337	281	260
韓国	5,622	4,843	4,382	3,586	2,773	2,433

(6) 登録件数

韓国は実用新案出願に対しても審査主義を適用しているため、実用新案登録件数が日本に比べて非常に少ない。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	5,303	5,033	5,518	5,499	4,615	4,772
韓国	2,715	2,417	2,056	1,817	1,452	1,249

(7) 登録査定率

韓国の実用新案の登録査定率は43%～48%であり、特許出願の登録査定率に比べて非常に低いことが分かる。

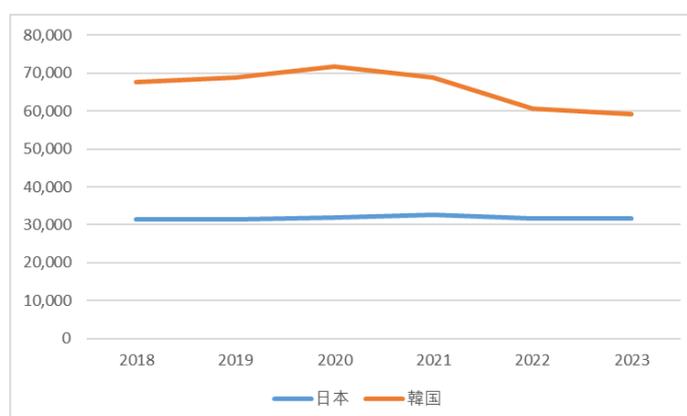
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
----	------	------	------	------	------	------

韓国	43.8%	44.3%	46.1%	48.5%	47.5%	47.0%
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3. 意匠・デザイン

(1) 意匠出願件数⁸

2023年の韓国の意匠出願件数は約59,000件で、約32,000件の日本と比較して日本の意匠出願件数の1.86倍であり、日本より約27,000件ほど多い。2018年から2023年まで日本の意匠出願件数は31,000件程度に維持されており、韓国の意匠出願件数は67,721件から59,316件に12.4%減少した。2018年には日本と韓国の意匠出願件数の差が約36,000件であったのに対し、2023年には日本と韓国の意匠出願件数の差は約27,000件に減少した。



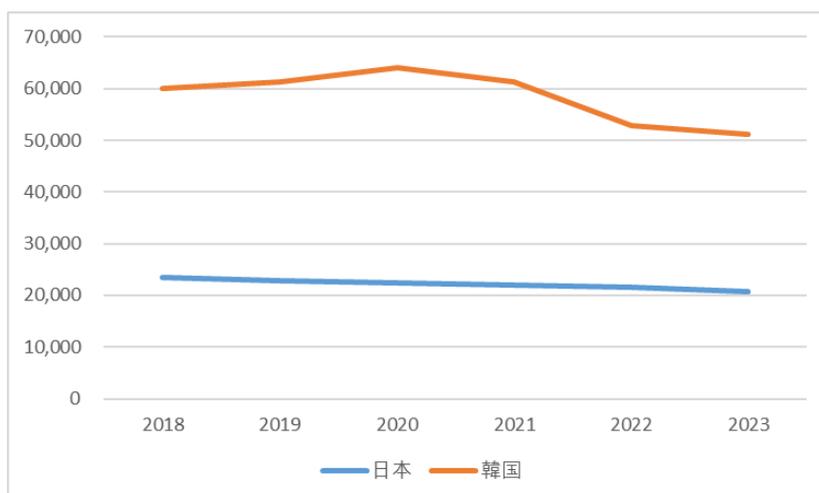
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	31,361	31,489	31,798	32,525	31,711	31,747
韓国	67,721	68,937	71,654	68,800	60,689	59,316

(2) 内国人の意匠出願件数⁹

2018年から2023年まで、日本は内国人の意匠出願件数が23,453件から20,817件に11.2%減少し、韓国は内国人の意匠出願件数が60,047件から51,106件に14.9%減少した。

⁸ 国際意匠登録出願を含む。複数意匠（意匠の数）基準

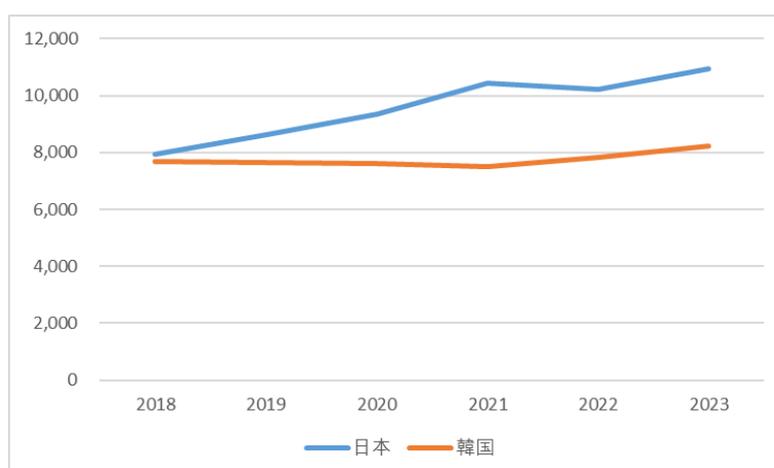
⁹ 国際意匠登録出願を含む。複数意匠（意匠の数）基準



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	23,453	22,867	22,458	22,078	21,479	20,817
韓国	60,047	61,274	64,042	61,286	52,864	51,106

(3) 外国人の意匠出願件数¹⁰

2018年から2023年まで、日本は外国人の意匠出願件数が7,953件から10,930件に37.4%増加し、韓国は外国人の意匠出願件数が7,674件から8,210件に7.0%増加した。外国人の日本及び韓国に対する意匠出願はいずれも増加していることが分かる。

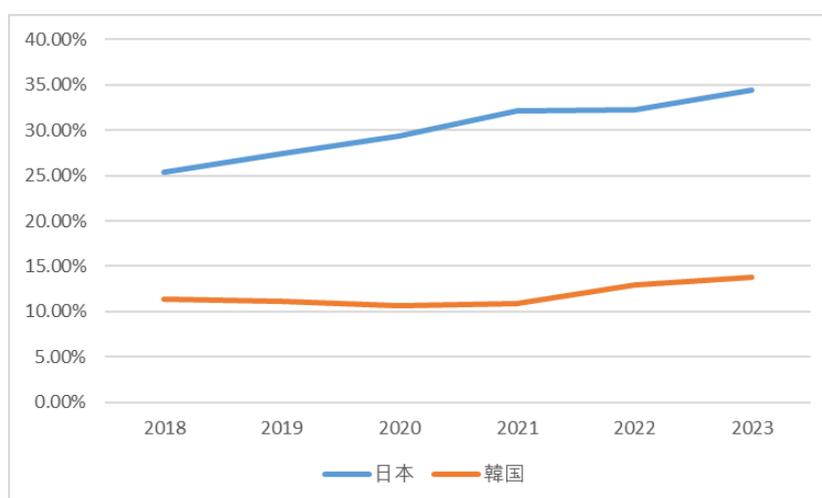


¹⁰ 国際意匠登録出願を含む。複数意匠（意匠の数）基準

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	7,953	8,622	9,340	10,447	10,232	10,930
韓国	7,674	7,663	7,612	7,514	7,825	8,210

(4) 意匠出願件数のうち外国人の割合

2018年から2023年まで、日本は全体意匠出願件数のうち外国人出願人の出願の割合が25.4%から34.4%に9.0%増加し、韓国は外国人の意匠出願件の割合が11.3%から13.8%に2.5%増加した。日本意匠出願の3分の1程度は外国人による意匠出願であるのに対し、韓国は内国人による意匠出願が86%程度であり、内国人の出願の割合が高い。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	25.4%	27.4%	29.4%	32.1%	32.3%	34.4%
韓国	11.3%	11.1%	10.6%	10.9%	12.9%	13.8%

(5) 意匠登録件数

2018年から2023年まで、日本は意匠登録件数が26,000件～27,000件を維持しており、韓国は2021年57,545件まで増加したが、2023年は49,291件に減少した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	27,618	27,556	26,417	27,490	29,540	26,908
韓国	49,905	52,850	50,694	57,545	54,775	49,291

(6) 登録査定率

韓国の意匠登録査定率は 86%～88%程度である。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	86.7%	87.6%	87.4%	88.0%	87.3%	87.8%

(7) 最初の審査結果(First Action)までの期間

日本の最初の審査結果 (FA) までの期間は約 6 か月であり、韓国の最初の審査結果 (FA) までの期間は約 4～5 か月である。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	6.2	6.0	6.3	6.4	6.0	6.0
韓国	4.9	5.4	4.6	5.2	4.8	4.0

(8) 国際意匠出願件数

2018 年から 2023 年まで、日本特許庁を受理官庁とする国際意匠出願件数は、毎年 30 件以下と非常に少ない方である。2018 年から 2023 年まで、韓国特許庁を受理官庁とする国際意匠出願件数は 116 件から 202 件に 74.1%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	31	27	17	14	10	6
韓国	116	178	249	279	280	202

(9) 外国から日本/韓国への国際意匠出願件数

2018 年から 2023 年まで、日本を指定国に指定した国際意匠出願は 2,216 件から 4,160 件に 87.7%増加し、韓国の国際意匠出願は 2,297 件から 3,483 件に 52.3%増加した。韓国の全体意匠出願件数は日本の全体意匠出願件数の 1.86 倍であるのに対し、国際意匠出願を通じて日本へ移行する意匠出願件数は韓国より多い。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
外国 → 日本	2,261	2,072	2,986	3,303	3,353	4,160
外国 → 韓国	2,287	2,300	2,959	2,878	2,844	3,483

(10) 日韓間の意匠出願件数

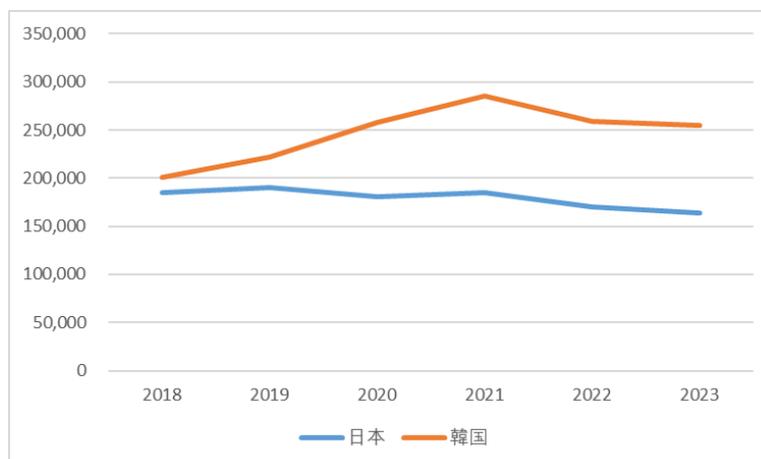
2018年から2023年まで、日本から韓国への意匠出願件数は1,571件から963件に38.7%減少し、韓国から日本への意匠出願件数は626件から776件に24.0%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本 → 韓国	1,571	1,369	1,114	1,128	996	963
韓国 → 日本	626	916	913	1,132	788	776

4. 商標

(1) 商標出願件数¹¹

2023年の韓国の商標出願件数は255,209件で、164,061件の日本と比較して日本商標出願件数の1.55倍であり、日本より約91,000件ほど多い。2018年から2023年まで、日本の商標出願件数は184,483件から164,061件に11.1%減少し、韓国の商標出願件数は200,341件から255,209件に27.4%減少した。

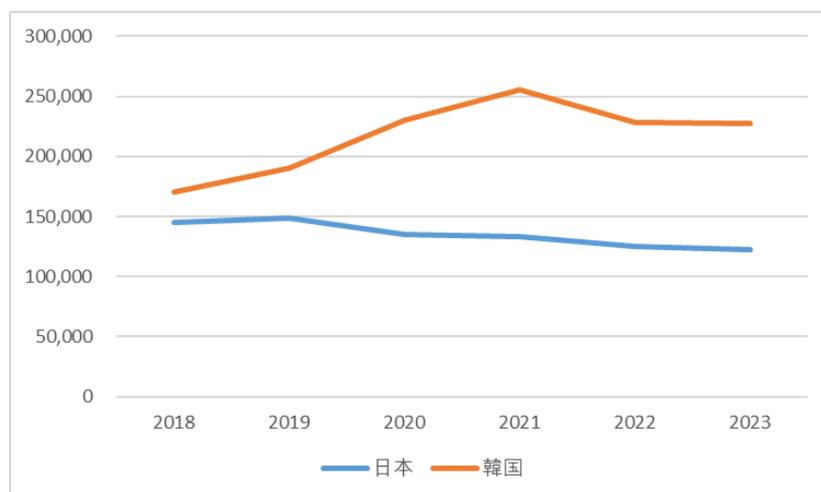


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	184,483	190,773	181,072	184,631	170,275	164,061
韓国	200,341	221,507	257,933	285,821	259,078	255,209

¹¹ 国際商標登録出願を含む。多区分商標は1件としてカウント

(2) 内国人の商標出願件数¹²

2018年から2023年まで、日本は内国人の商標出願件数が約145,000件から約122,000件に15.9%減少し、韓国は内国人の商標出願件数が170,544件から227,238件に33.2%増加した。



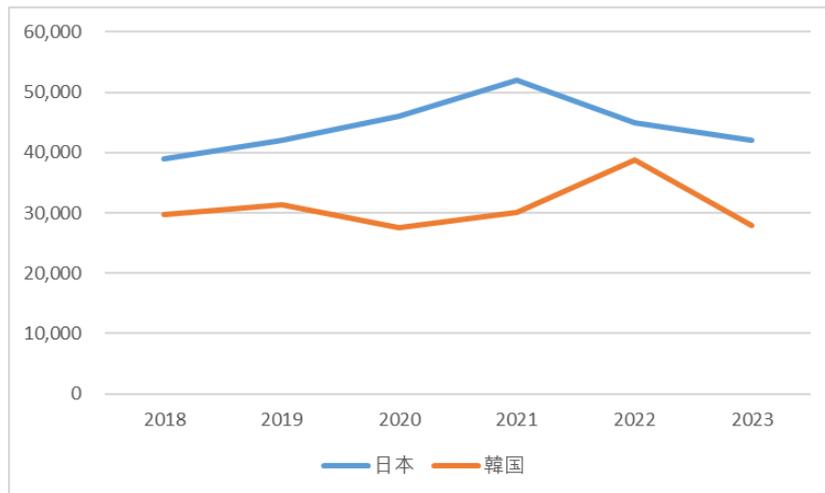
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	145,000	149,000	135,000	133,000	125,000	122,000
韓国	170,544	190,201	230,316	255,761	228,225	227,238

(3) 外国人の商標出願件数¹³

2018年から2023年まで、日本は外国人の商標出願件数が約39,000件から約42,000件に7.7%増加し、韓国は外国人の商標出願件数が29,797件から27,971件に6.1%減少した。

¹² 国際商標登録出願を含む。多区分商標は1件としてカウント

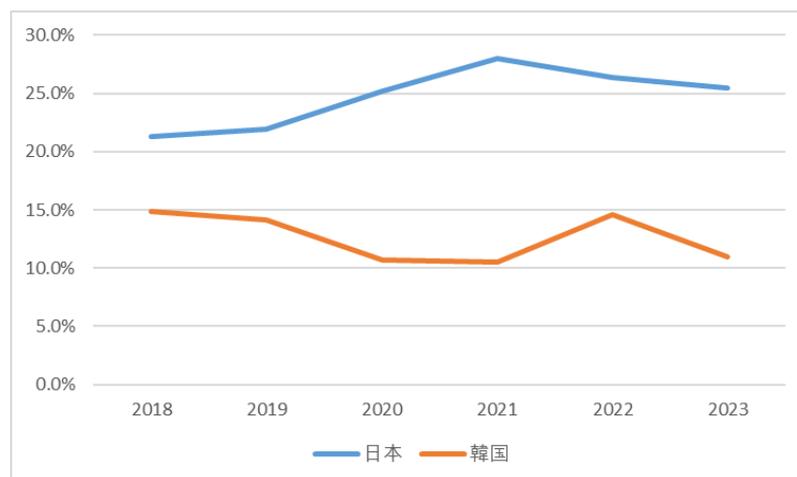
¹³ 国際商標登録出願を含む。多区分商標は1件としてカウント



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	39,000	42,000	46,000	52,000	45,000	42,000
韓国	29,797	31,306	27,617	30,060	38,853	27,971

(4) 商標出願件数のうち外国人の割合

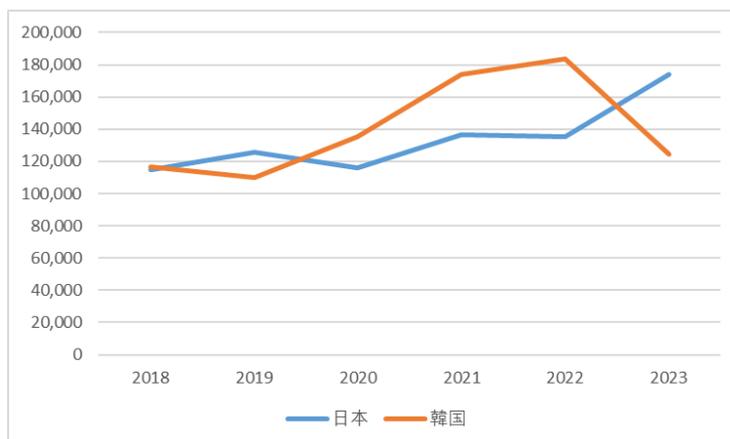
2018年から2023年まで、日本は全体商標出願件数のうち外国人出願人の出願の割合が21.3%から25.5%に4.2%増加し、韓国は外国人商標出願の割合が14.9%から11.0%に3.8%減少した。日本商標出願の4分の1程度は外国人による商標出願であるのに対し、韓国は11%～14%程度が外国人による商標出願である。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	21.3%	21.9%	25.2%	28.0%	26.4%	25.5%
韓国	14.9%	14.1%	10.7%	10.5%	14.5%	11.0%

(5) 商標登録件数¹⁴

2018年から2023年まで、日本は商標登録件数が約115,000件から約173,000件に51.3%増加し、韓国は商標登録件数が約116,000件から124,000件に6.7%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	115,025	125,594	116,153	136,629	135,333	173,989
韓国	116,547	109,859	135,313	174,098	183,804	124,334

(6) 一出願に含まれる平均区分数 (多区分率)

1) 一出願に含まれる平均区分数 (国際商標登録出願を含む)

韓国の商標出願件数が日本の商標出願件数より多いが、日本は1つの商標出願に2つ以上の区分数を含むのに対し、韓国は1つの商標出願にほとんど1つの区分だけを含む。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	2.77	2.88	2.33	1.94	2.04	2.02
韓国	1.31	1.30	1.24	1.24	1.27	1.23

2) 一出願に含まれる平均区分数 (国際商標登録出願を除く)

国際商標登録出願を除いた場合、日本商標出願は1出願に平均約2つの区分数を含むのに対し、韓国商標出願はほとんど1出願に1つの区分だけを含むことが分かる。

¹⁴ 国際商標登録出願を含む。多区分商標は1件としてカウント

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	2.84	2.96	2.35	1.92	1.99	1.99
韓国	1.25	1.23	1.19	1.19	1.20	1.18

3) 一出願に含まれる平均区分数（国際商標登録出願のみ）

国際商標登録出願を通じて日本及び韓国に出願される商標出願は、1 出願に平均約 2 つの区分数を含むことが分かる。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	2.14	2.20	2.15	2.17	2.41	2.30
韓国	2.16	2.19	2.18	2.14	2.36	1.98

(7) 登録査定率

韓国の商標登録査定率は 82%～84%程度である。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	81.7%	82.0%	82.6%	83.7%	84.4%	83.9%

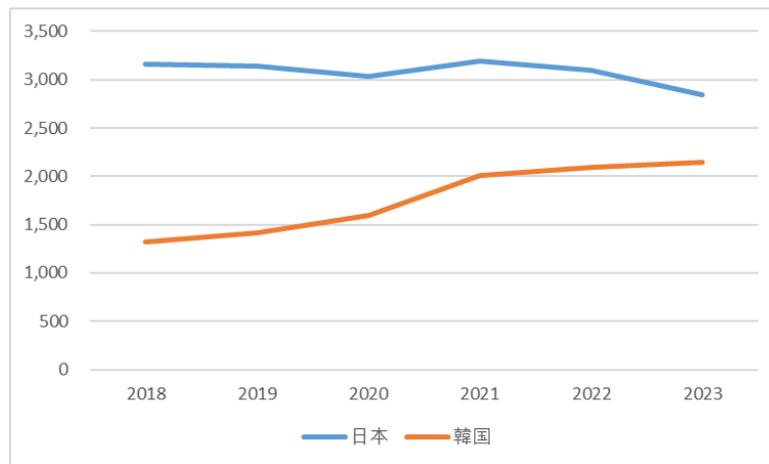
(8) 最初の審査結果（First Action）までの期間

日本の最初の審査結果（FA）までの期間は約 6 か月であり、韓国の最初審査結果（FA）までの期間は約 13 か月である。韓国の商標審査が毎年遅れていることが分かる。韓国特許庁においてもこの点を認識して改善作業を進めているため、2025 年以降は改善されるものと予想される。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	7.0	9.9	10.0	8.0	5.4	6.1
韓国	5.7	6.8	8.9	10.8	13.9	13.1

(9) 国際商標登録出願件数

2018 年から 2023 年まで、日本特許庁を受理官庁とする国際商標登録出願件数は 3,164 件から 2,844 件に 10.1%減少し、韓国特許庁を受理官庁とする国際商標登録出願件数は 1,322 件から 2,150 件%に 62.6%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	3,164	3,139	3,033	3,196	3,094	2,844
韓国	1,322	1,419	1,599	2,012	2,089	2,150

(10) 外国から日本/韓国への国際商標登録出願件数

2018年から2023年までに、日本を指定国に指定した国際商標登録出願は17,729件から16,660件に6.0%減少し、韓国を指定国に指定した国際商標登録出願は14,373件から14,079件に2.0%減少した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
外国 → 日本	17,729	18,736	20,223	21,386	21,050	16,660
外国 → 韓国	14,373	16,509	13,998	15,400	16,710	14,079

(11) 日韓間の商標出願件数

2018年から2023年まで、日本から韓国への商標出願件数は3,836件から1,325件に65.5%減少し、韓国から日本への商標出願件数は2,413件から3,744件に55.2%増加した。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本 → 韓国	3,836	3,860	3,034	2,880	1,635	1,325
韓国 → 日本	2,413	2,973	2,996	3,741	3,485	3,744

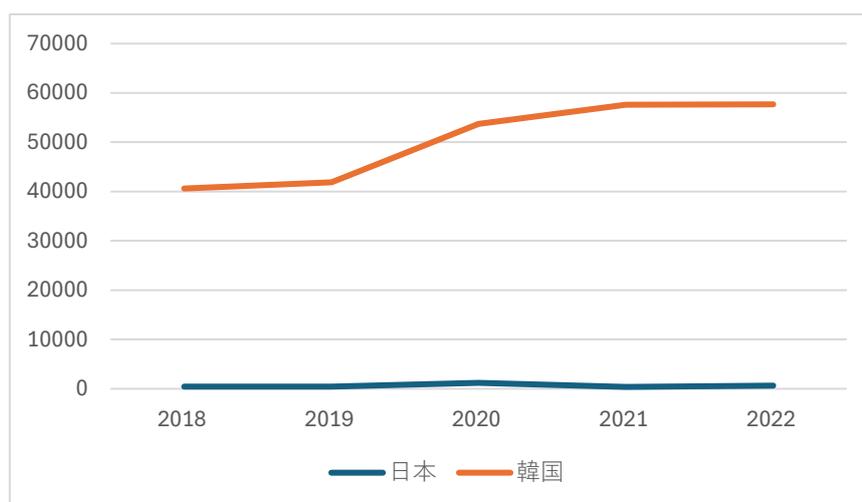
5. 著作権¹⁵

(1) 著作権登録件数

韓国著作権法によって保護される著作物、著作隣接物に対する基本権利登録、これらの登録権利の移転に対する権利変動、住所変更などのその他の変更に対する最近5年間の統計は、次の通りである。

		2018	2019	2020	2021	2022
	総計	44,849	46,971	61,747	65,146	66,378
著作物	小計	43,739	46,730	58,845	64,765	63,227
	権利登録	39,971	41,757	52,382	57,297	57,158
	権利変動	2,289	3,358	4,559	4,944	3,361
	その他の変更	1,479	1,615	1,904	2,524	2,708
著作隣接物	小計	1,110	241	2,902	381	3,151
	権利登録	642	145	1,314	311	529
	権利変動	467	96	1,585	70	2,554
	その他の変更	1	0	3	0	68

このうち、韓国及び日本¹⁶の著作権及び著作隣接権の基本権利登録件数（出版権を含む）だけを比較すると、最近3年間は日本に比べて韓国が約100倍前後で登録件数が多く、韓国は登録件数が増加する傾向にある。



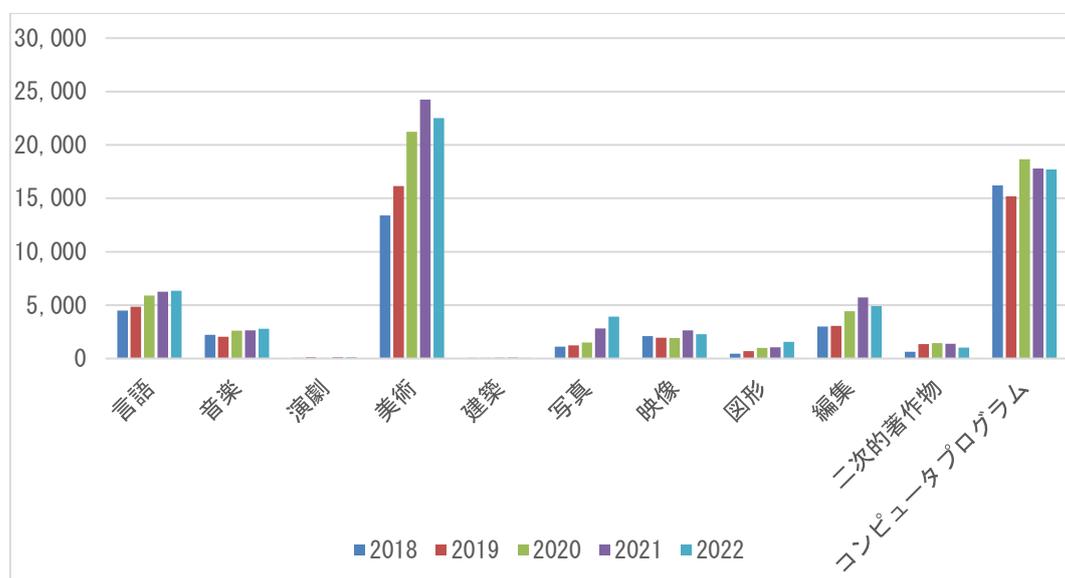
¹⁵ 「著作権通計」韓国著作権委員会

¹⁶ 日本文化庁、著作権等登録状況検索システム (<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/egenbo4/>)

年度	2018	2019	2020	2021	2022
日本	445	444	1,199	376	637
韓国	40,613	41,902	53,696	57,608	57,687

(2) 著作物の種類別著作権登録件数

著作物の種類別に著作権登録件数を見ると、2019年以降は美術著作物に対する著作権登録件数がコンピュータプログラムに対する著作権登録件数を上回り、最も多くの著作権登録を記録しており、言語著作物、編集著作物がその後に続いている。



年度	2018	2019	2020	2021	2022
総計	43,739	46,730	58,844	64,764	63,227
言語	4,481	4,858	5,907	6,242	6,331
音楽	2,229	2,037	2,610	2,647	2,781
演劇	55	123	73	124	140
美術	13,403	16,149	21,237	24,247	22,515
建築	66	67	89	96	71
写真	1,123	1,238	1,492	2,817	3,918
映像	2,098	1,943	1,915	2,643	2,275
図形	466	704	992	1,064	1,575
編集	2,985	3,060	4,423	5,708	4,908

二次的著作物	623	1,353	1,456	1,397	1,024
コンピュータプログラム	16,210	15,198	18,650	17,779	17,689

(3) 著作隣接物の種類別著作権登録件数

著作隣接物の種類別に著作権登録件数を見ると、レコードに対する著作隣接権登録が圧倒的に多い。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
総計	1,110	241	2,902	381	3,151
放送	0	0	1	0	0
実演	33	5	4	49	68
レコード	1,077	236	2,897	332	3,083

(4) 権利者主体別著作権登録件数

権利者主体別に著作権登録件数を見ると、法人を著作権者とする場合が個人を著作権者とする件数より若干多いが、その差は大きくない。

年度	2018	2019	2020	2021	2022
総計	44,919	47,063	61,885	65,360	66,688
個人	17,683	18,993	23,549	27,905	25,657
法人	21,338	21,934	28,809	28,863	32,204
その他	5,898	6,136	9,527	8,592	8,827

Ⅲ. 貿易収支

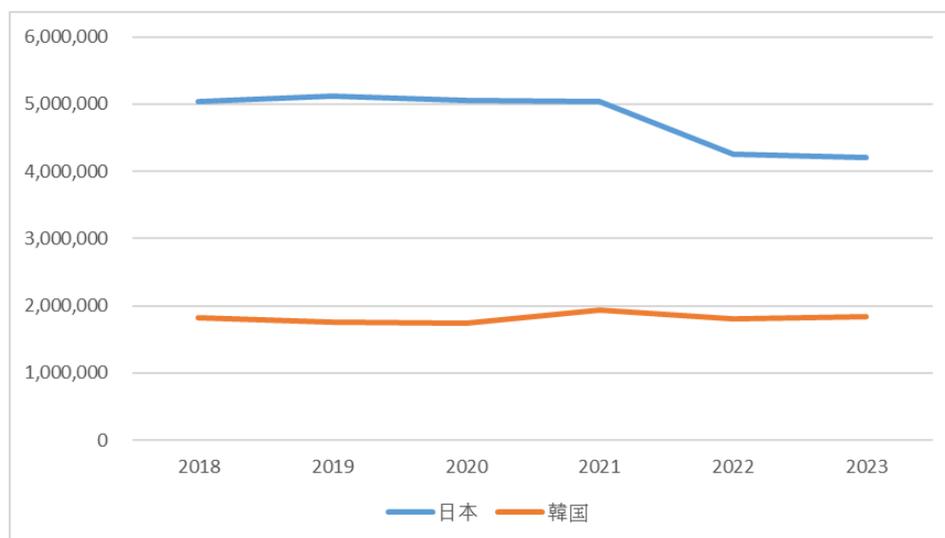
以下の統計は、韓国銀行のホームページ、韓国の政府統計提供サイトのホームページ、JETROのホームページに基づいて作成された。このうち、主に参照した資料は次の通りである。

- ・ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>
- ・ 韓国の政府統計提供サイト(e-国指標)：<https://www.index.go.kr/>
- ・ JETRO：<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

1. GDP

(1) 名目 GDP¹⁷

日本の名目 GDP は、2018 年の 5 兆 400 億ドルから 2023 年の 4 兆 2045 億ドルに 16.6%減少し、韓国の名目 GDP は、2018 年の 1 兆 8243 億ドルから 2023 年の 1 兆 8391 億ドルに 0.8%増加した。



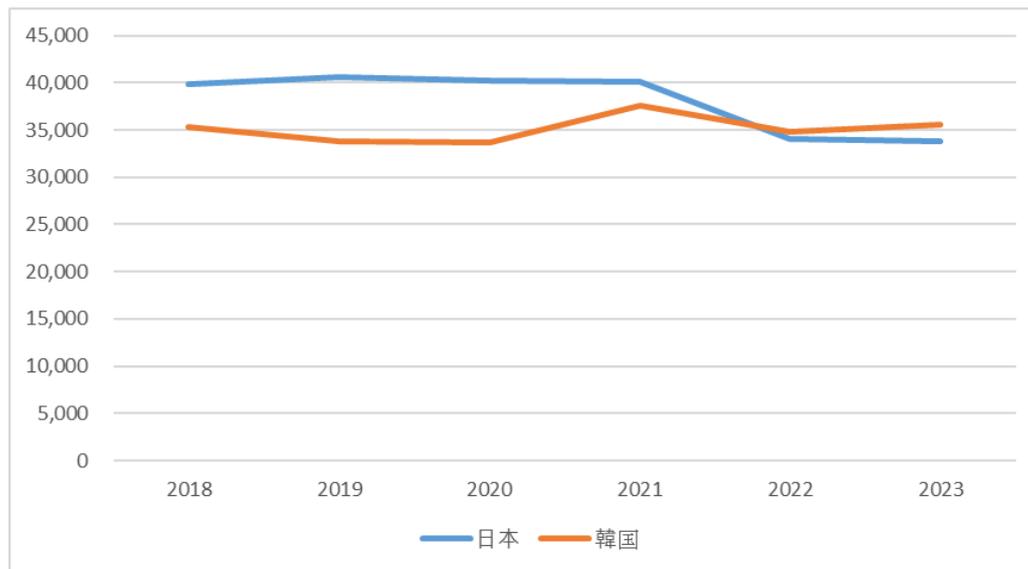
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	5,040,881	5,117,994	5,055,587	5,034,621	4,256,411	4,204,495
韓国	1,824,251	1,751,045	1,744,070	1,942,313	1,799,363	1,839,058

¹⁷ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

(単位: million USD)

(2) 1人当たり名目 GDP¹⁸

日本の1人当たり名目 GDP は、2018年の39,867ドルから2023年の33,811ドルに15.2%減少し、韓国の1人当たり名目 GDP は、2018年の35,364ドルから2023年の35,579ドルに0.6%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	39,867	40,565	40,217	40,116	34,066	33,811
韓国	35,364	33,827	33,646	37,536	34,823	35,579

(単位: USD)

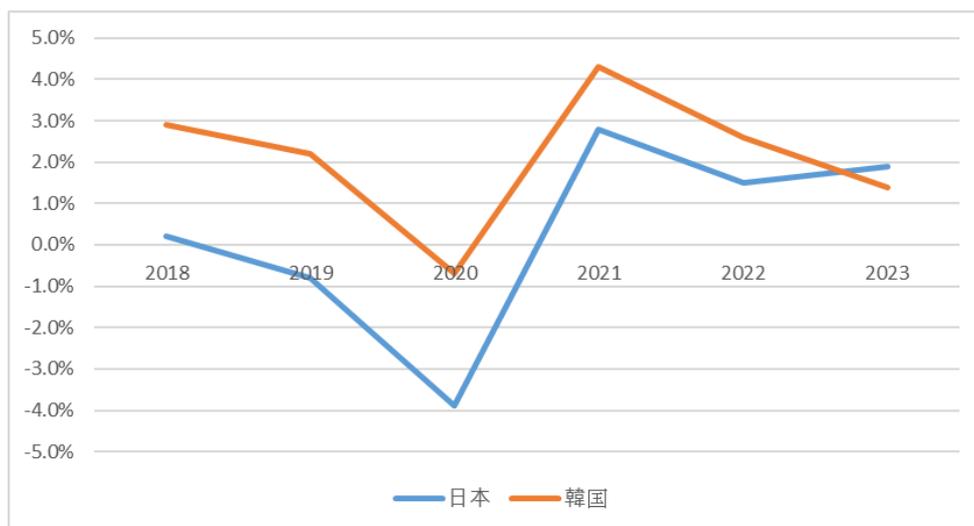
(3) 実質経済成長率¹⁹

日本の実質経済成長率は、2018年の0.2%から2023年の1.9%に増加し、韓国の実質経済成長率は、2018年の2.9%から2023年の1.4%に減少した。

¹⁸ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

¹⁹ 韓国銀行：<https://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?idxCd=4201>

日本内閣府：https://www.esri.cao.go.jp/en/sna/kakuhou/kakuhou_top.html

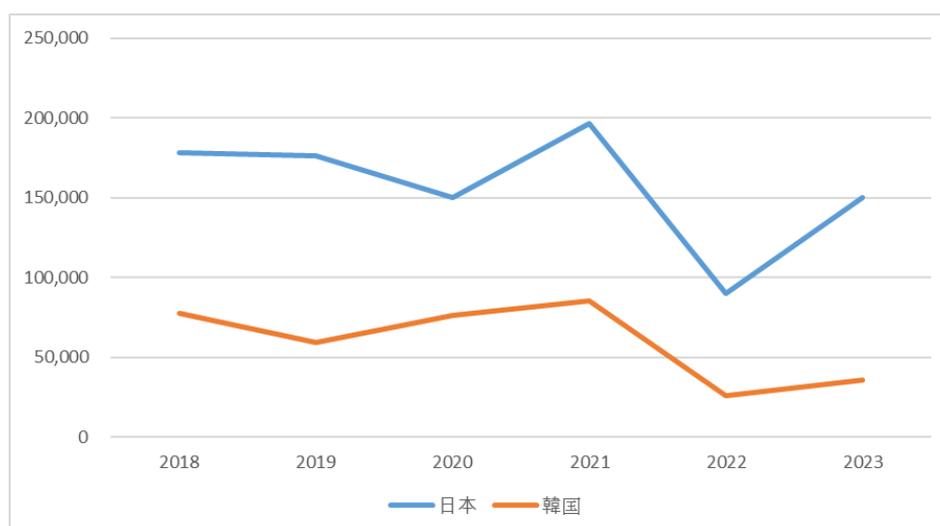


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	0.2%	-0.8%	-3.9%	2.8%	1.5%	1.9%
韓国	2.9%	2.2%	-0.7%	4.3%	2.6%	1.4%

2. 経常収支及び貿易収支

(1) 経常収支²⁰

日本の経常収支は、2018年の1779億ドルから2023年の1500億ドルに15.7%減少し、韓国の経常収支は、2018年の775億ドルから2023年の355億ドルに54.2%減少した。



²⁰ 韓国の政府統計提供サイト（e-国指標）：

https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2735

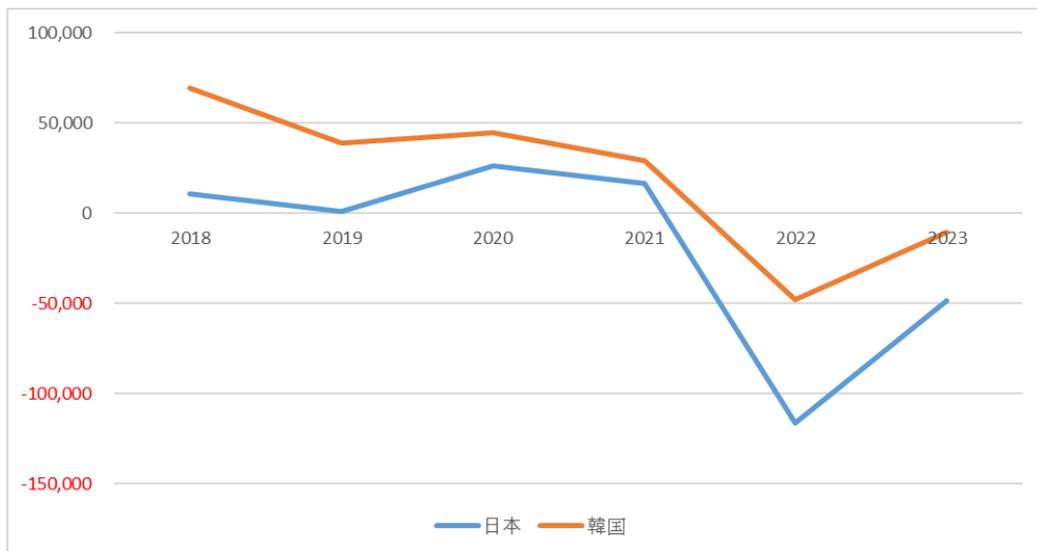
JETRO：<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	177,921	176,368	149,960	196,174	90,022	150,039
韓国	77,467	59,376	75,902	85,228	25,829	35,488

(単位: million USD)

(2) 貿易収支²¹

日本の貿易収支は、2018年の110億ドルから2023年の-482億ドルに減少し、韓国の貿易収支は、2018年の696億ドルから2023年の-103億ドルに減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	11,000	1,340	26,629	16,452	-115,832	-48,185
韓国	69,657	38,890	44,865	29,307	-47,785	-10,346

(単位: million USD)

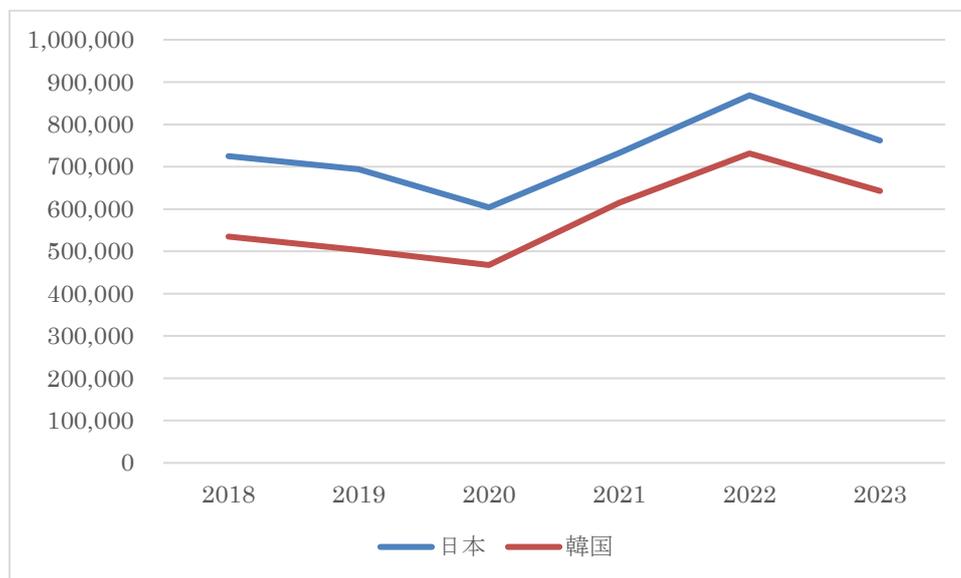
²¹ 韓国の政府統計提供サイト (e-国指標) :

https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2735

JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

(3) 輸出²²

日本の輸出は、2018年の7,361億ドルから2023年の7,139億ドルに3%減少し、韓国の輸出は、2018年の6,049億ドルから2023年の6,322億ドルに4.5%減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	736,125	695,089	630,523	749,110	752,858	713,912
韓国	604,860	542,233	512,498	644,400	683,585	632,226

(単位: million USD)

(4) 輸入²³

日本の輸入は、2018年の7,251億ドルから2023年の7,621億ドルに5.1%増加し、韓国の輸入は、2018年の5,352億ドルから2023年の6,426億ドルに20.1%増加した。

²² 韓国の政府統計提供サイト (e-国指標) :

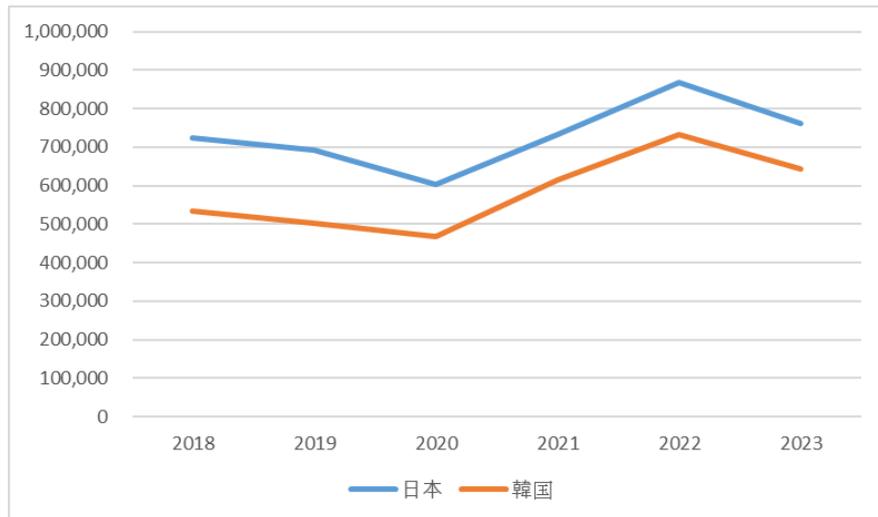
https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2735

JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

²³ 韓国の政府統計提供サイト (e-国指標) :

https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2735

JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>



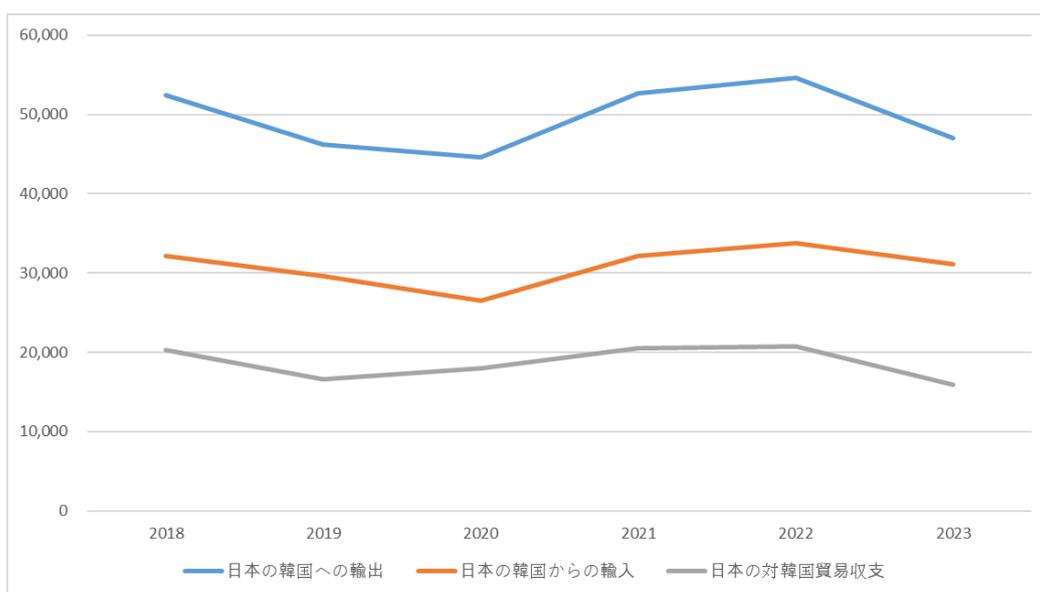
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	725,126	693,749	603,894	732,658	868,690	762,098
韓国	535,202	503,343	467,633	615,093	731,370	642,572

(単位: million USD)

(5) 日本の韓国に対する貿易状況²⁴

日本の韓国への輸出は、2018年の524.7億ドルから2023年の470.3億ドルに10.4%減少し、日本の韓国からの輸入は、2018年の321.3億ドルから2023年の310.6億ドルに3.3%減少し、日本の対韓国貿易収支は、2018年の203.4億ドルから2023年の159.7億ドルに21.5%減少した。

²⁴ JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

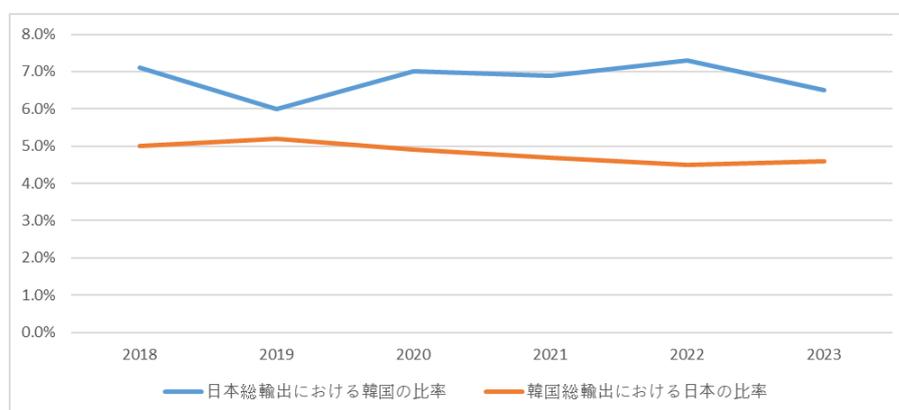


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本の韓国への輸出	52,471	46,249	44,587	52,675	54,578	47,030
日本の韓国からの輸入	32,131	29,586	26,558	32,140	33,820	31,064
日本の対韓国貿易収支	20,340	16,663	18,029	20,535	20,758	15,966

(単位: million USD)

(6) 日本総輸出における韓国の比率と韓国総輸出における日本の比率²⁵

日本総輸出における韓国の比率は、2018年の7.1%から2023年の6.5%に0.6%減少し、韓国総輸出における日本の比率は、2018年の5.0%から2023年の4.6%に1.4%減少した。



²⁵ 韓国の政府統計提供サイト (e-国指標) :

<https://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?pop=1&idxCd=5010>

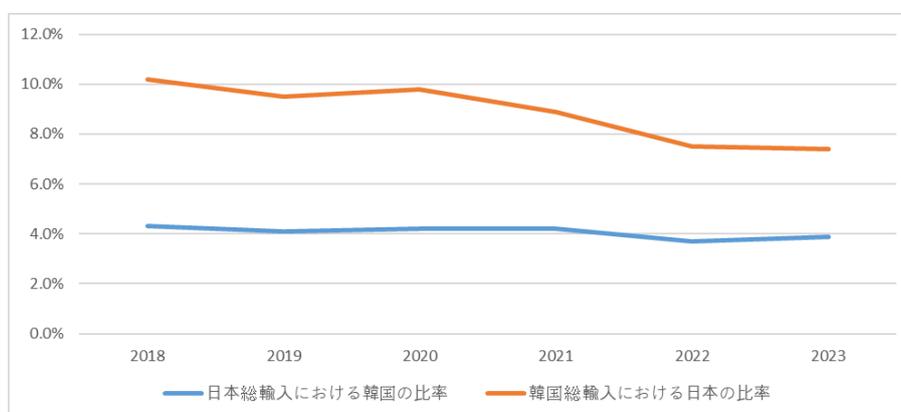
JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/>

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本総輸出における 韓国の比率	7.1%	6.0%	7.0%	6.9%	7.3%	6.5%
韓国総輸出における 日本の比率	5.0%	5.2%	4.9%	4.7%	4.5%	4.6%

(単位: %)

(7) 日本総輸入における韓国の比率と韓国総輸入における日本の比率²⁶

日本総輸入における韓国の比率は、2018年の4.3%から2023年の3.9%に0.4%減少し、韓国総輸入における日本の比率は、2018年の10.2%から2023年の7.4%に2.8%減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本総輸入における 韓国の比率	4.3%	4.1%	4.2%	4.2%	3.7%	3.9%
韓国総輸入における 日本の比率	10.2%	9.5%	9.8%	8.9%	7.5%	7.4%

(単位: %)

²⁶ 韓国の政府統計提供サイト (e-国指標) :

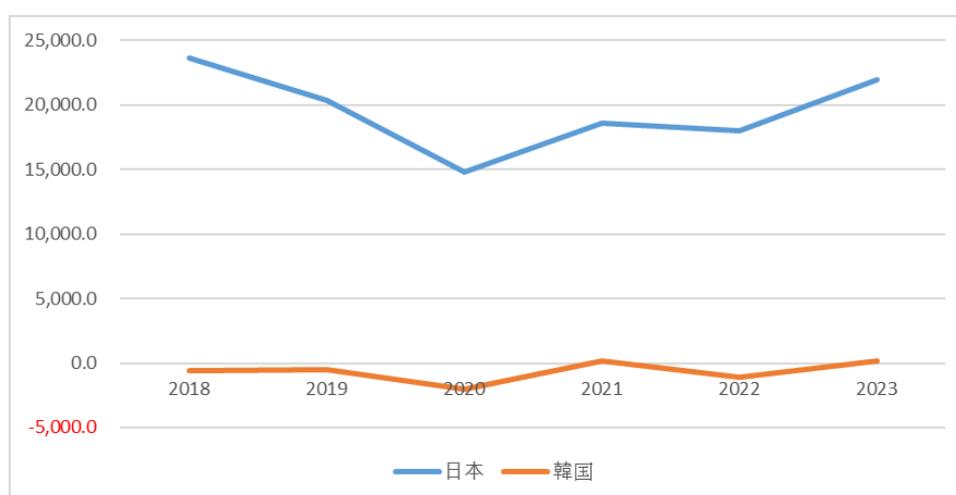
<https://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?pop=1&idxCd=5010>

JETRO : <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/>

3. 知的財産権関連収支

(1) 知的財産権収支²⁷

日本の知的財産権収支は2018年の236.3億ドルから2023年の219.7億ドルに7.0%減少し、韓国の知的財産権収支は2018年の-6.1億ドルから2023年の1.8億ドルに増加した。韓国の知的財産権収支がマイナスからプラスに変わったことと、日本の知的財産権収支が韓国の知的財産権収支よりはるかに大きいことが特徴である。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本	23,630.0	20,359.0	14,769.0	18,593.0	17,992.0	21,966.0
韓国	-613.2	-529.4	-2,020.8	160.8	-1,113.3	183.3

(単位: million USD)

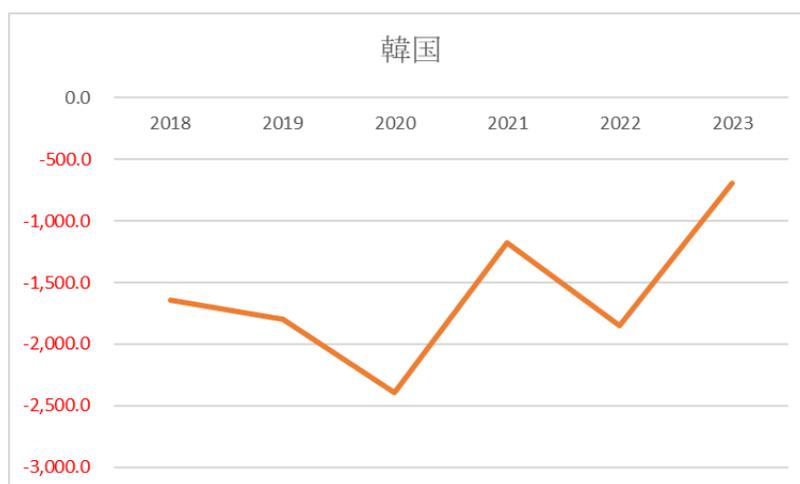
(2) 特許権収支²⁸

特許及び実用新案を含む韓国の特許権収支は赤字が続き、2018年の-16.5億ドルから2023年の-7億ドルに58.0%減少した。

²⁷ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

JETRO：<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop.html>

²⁸ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

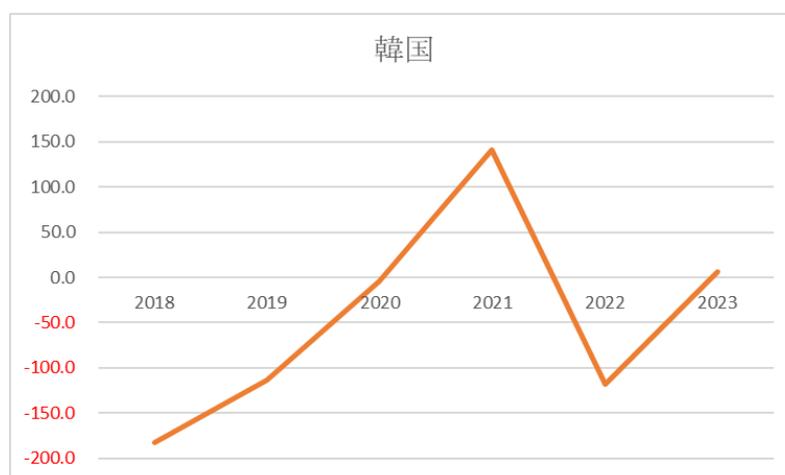


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	-1,647.0	-1,800.3	-2,393.8	-1,178.1	-1,850.7	-696.3

(単位: million USD)

(3) 意匠権収支²⁹

韓国の意匠権収支は、2018年の－1.8億ドルから2023年の590万ドルにマイナスからプラスに転換した。



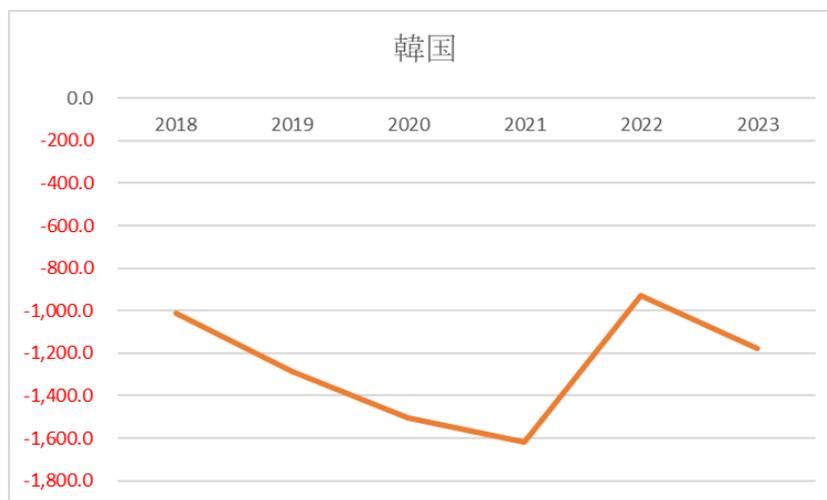
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	-182.3	-113.1	-4.1	141.2	-117.5	5.9

(単位: million USD)

²⁹ 韓国銀行 : <https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

(4) 商標権収支³⁰

韓国の商標権収支は赤字が続き、2018年の－10.1億ドルから2023年の－11.8億ドルに赤字が16.8%増加した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	-1,012.9	-1,285.5	-1,502.4	-1,619.1	-926.7	-1,179.8

(単位: million USD)

(5) 著作権収支

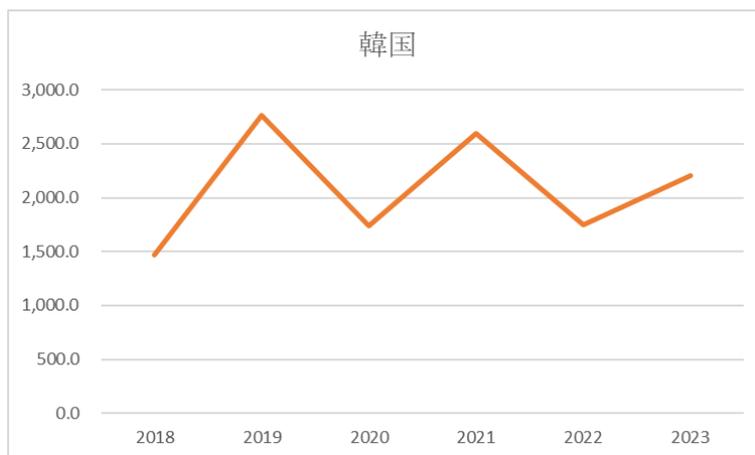
以下では、韓国の全体の著作権収支と著作権の詳細分類による著作権収支統計について説明する。

1) 著作権収支³¹

韓国の著作権収支は黒字が続き、2018年の14.7億ドルから2023年の22.1億ドルに50.7%増加した。

³⁰ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

³¹ 韓国銀行：<https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

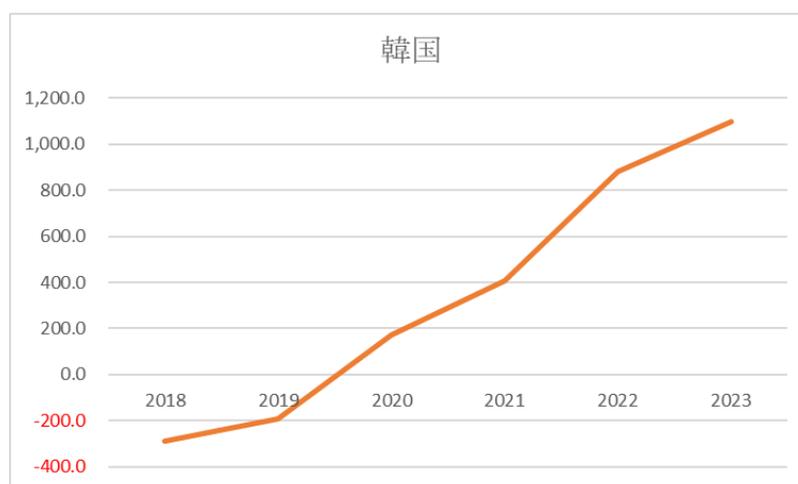


年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	1,465.4	2,768.9	1,740.3	2,595.2	1,744.8	2,208.8

(単位: million USD)

2) 文化芸術著作権収支³²

韓国の著作権収支のうち文化芸術著作権収支は、2018年の-2.9億ドルから2023年の11.0億ドルに大幅に増加した。



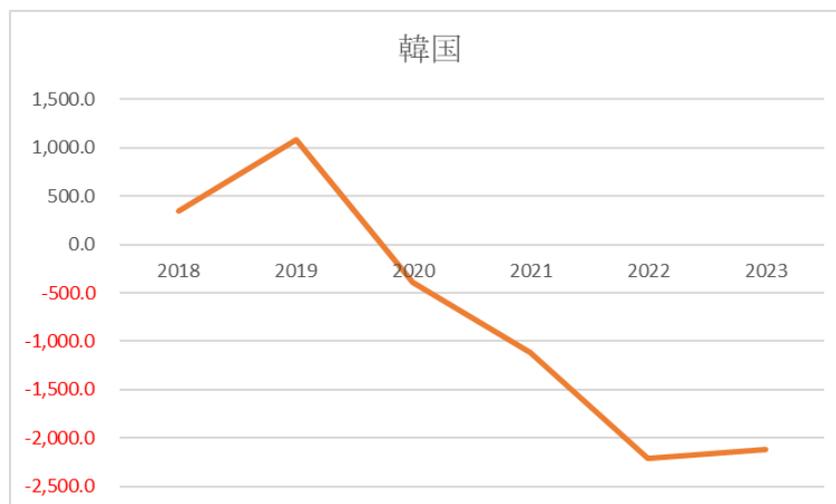
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	-289.9	-189.9	172.6	405.8	882.8	1,098.2

(単位: million USD)

³² 韓国銀行 : <https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

3) SW 著作権収支³³

韓国の著作権収支のうち SW 著作権収支は、2018 年の 3.4 億ドルから 2023 年の -21.2 億ドルに大幅に減少した。



年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	344.1	1,083.3	-396.4	-1,115.2	-2,207.3	-2,117.8

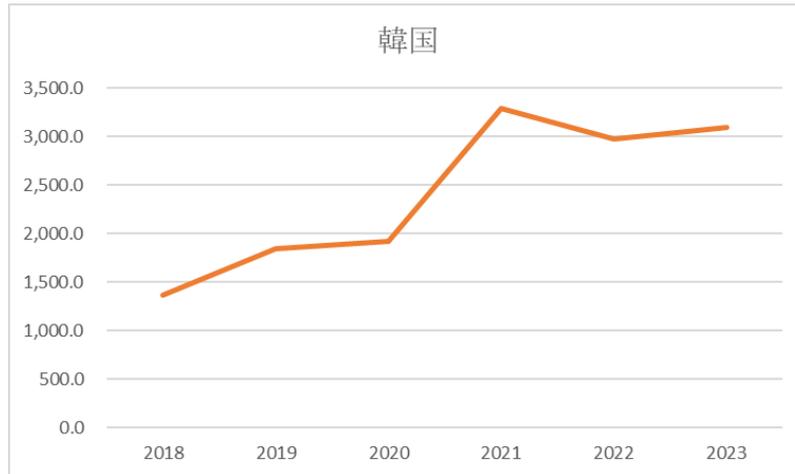
(単位: million USD)

4) DB 著作権収支³⁴

韓国の著作権収支のうち DB 著作権収支は、2018 年の 13.7 億ドルから 2023 年の 31.0 億ドルに 126.4%増加した。

³³ 韓国銀行 : <https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

³⁴ 韓国銀行 : <https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

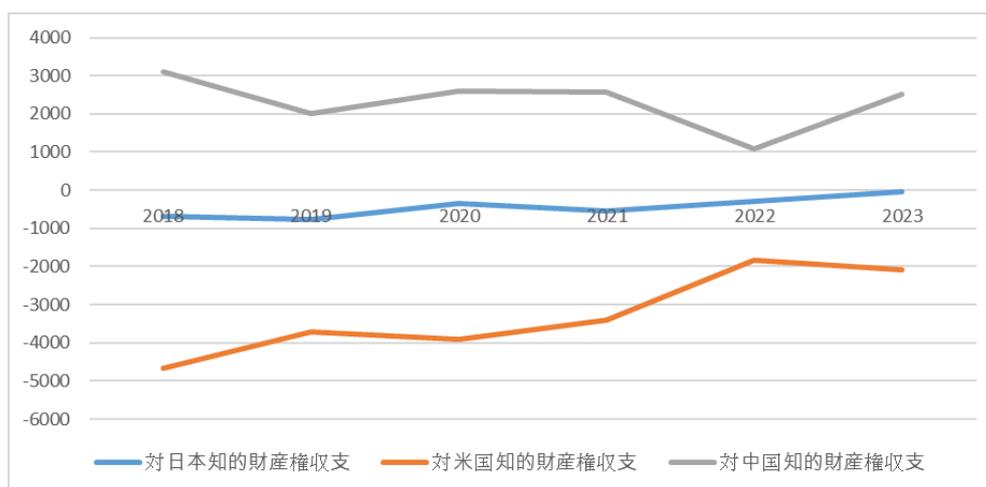


年の度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
韓国	1,367.4	1,841.5	1,920.0	3,287.9	2,980.6	3,095.2

(単位: million USD)

(6) 韓国の各国に対する知的財産権収支³⁵

韓国は、日本と米国に対して知的財産権収支がマイナスであり、中国に対しては知的財産権収支がプラスである。韓国の日本に対する知的財産権収支は、2018年の－6.9億ドルから2023年の－2850万ドルに赤字が減少した。韓国の米国に対する知的財産権収支は、2018年の－46.6億ドルから2023年の－20.9億ドルに赤字が減少した。韓国の中国に対する知的財産権収支は、2018年の31億ドルから2023年の25.2億ドルに減少した。



³⁵ 韓国銀行 : <https://ecos.bok.or.kr/#/SearchStat>

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
対日本知的財産権 収支	-689.8	-775.2	-348.2	-552.3	-281.2	-28.5
対米国知的財産権 収支	-4,660.0	-3,716.1	-3,922.8	-3,401.4	-1,822.4	-2,086.5
対中国知的財産権 収支	3,090.1	2,015.4	2,584.7	2,575.4	1,070.7	2,515.6

(単位: million USD)

IV. 活用事例

本章では、韓国特許庁が知的財産権の活用を促進するために行った事業及びその事例について説明する。

1. 特許及び実用新案

(1) 知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業

1) 事業概要³⁶

本事業の目的は、韓国内の中小・中堅企業が安定的に研究開発に専念できるように、知的財産権(IP)と研究開発(R&D)を連携したカスタマイズ型・密着型の戦略(IP-R&D)を提供し、核心・源泉的な特許権を取得し、強い特許で武装したグローバル企業を育成するものである。

中小企業(中小企業基本法第 2 条)及び中堅企業(中堅企業成長促進及び競争力強化にともなう特別法第 2 条)を対象に支援し、特許戦略開発院の特許戦略専門家(PM)と特許分析機関(特許事務所)が専任チームを構成し、R&D 現場にカスタマイズ型の知的財産権戦略を支援する。

具体的な支援内容は、以下の通りである。

- ・ 海外企業の障壁特許を回避・無効化する戦略を提供し、特許紛争の恐れのない技術開発を誘導
- ・ 従来特許から導き出した有用な情報を基に最適な R&D の方向性を提示することにより、試行錯誤を最小化し、研究期間・費用を短縮
- ・ 特許の空白領域を見つけ出すことで、有望技術を占拠するための優れた特許を確保できるように支援

³⁶ 韓国特許戦略開発院: <https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=57>

2) 活用事例³⁷

a. 事例 1

アイジン株式会社は、成人疾患の治療及び予防を目的とする企業であり、障壁特許対応戦略及び IP 創出戦略を目的として、本支援事業に参加した。

企業	アイジン株式会社
企業紹介	・ 老化関連成人疾患の予防及び治療医薬品の専門研究開発企業 ・ 虚血性疾患の治療剤である組換えタンパク質医薬品と新規免疫補助剤プラットフォーム技術を活用した予防ワクチン研究開発
	・ 糖尿網膜症治療剤、床ずれ及び創傷治療剤、心筋虚血／再灌流損傷治療剤などの虚血性疾患治療剤 ・ 免疫補助剤システム (EG-VAC) ベースの帯状疱疹ワクチン ・ カチオン性リポソームベースの mRNA 伝達体 (EG-R) 技術とコロナ 19 ワクチン

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

・ (障壁特許対応戦略の策定)

① mRNA 変形核酸主要特許別ファミリー権利分析→核心特許ファミリー (5 件) の導出及び (準) 核心特許非侵害論理構成 (1 件)、無効化及び回避設計方案構築 (1 件)、② mRNA-脂質伝達体及び関連凍結製剤 (準) 核心特許現況の導出→ (準) 核特許別非侵害論理、回避設計方案の構築

・ (IP 創出戦略)

自社保有データ及び追加研究実験基盤の変形核酸 mRNA-脂質伝達体特許創出戦略の構築 (既出願補強及び新規特許創出)

・ (IP インフラ構築)

mRNA ワクチン及び mRNA-脂質伝達体の主要特許 DB 及び特許紛争に備えたモニタリング特許 DB 提供

・ (臨床承認)

mRNA ベースのコロナ 19 予防ワクチン (EG-COVID) 南アフリカ共和国ブースター臨床第 1/2a 相試験計画承認 (2022 年 9 月)

³⁷ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「IP-R&D 革新技术に翼を付ける」(2022.12.)

b. 事例 2

株式会社ヘキサヒューマンケアは、ロボット技術を医療に取り入れて技術開発中の企業であり、特許紛争予防及び自社特許ポートフォリオの構築を目的として本支援事業に参加した。

企業	株式会社ヘキサヒューマンケア
企業紹介	・ロボット技術を医療・リハビリに取り入れ、生活の質を高めるために技術開発に取り組む企業 ・建設、産業、福祉、救難、軍事など多方面に活用できるウェアラブルロボット技術を先導
事業領域	・医療用リハビリ訓練機器ブランド「レシリオン」、ウェアラブル筋力補助機器ブランド「ヘクトール」 ・人体模倣関節技術、着用ロボット制御技術、ロボット駆動部モジュール化技術

本課題を通じて、以下のような結果を導き出した。

・（特許紛争対応戦略の策定）

主要特許請求範囲の検討を通じて無効戦略(S 級 8 件)の提示及び核心特許候補(17 件)の非侵害事由の整理

・（自社ポートフォリオの強化）

製品の各技術要素別補強が必要な部分に対して集中し、製品全般にわたる特許ポートフォリオを構築→6 件の出願可能アイデアの導出(韓国出願 2 件完了、4 件出願予定)

・（R&D 方向性の導出）

製品の中長期開発計画(製品/技術ロードマップ)の策定→R&D リスト(6 件)の導出

・（投資誘致実績）

シリーズ A ブリッジ 20 億ウォンの投資誘致に成功(2022 年 4 月、BNH インベストメント)

・（その他）

2021 年～2022 年に連続今年の韓国ロボット企業に選定(ロボット新聞)、2022 年に上半期中小ベンチャー企業部の赤ちゃんユニコーン企業に選定(2022 年 6 月)、2022 年にデジタルイノベーション大賞(2022 年 11 月、バイオ技術/医療部分)

(2) 素材・部品・装備分野の知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業

1) 事業概要³⁸

本事業の目的は、素材・部品・装備分野の中小・中堅企業にカスタマイズされた特許戦略を支援し、核心源泉特許権の取得及び強い特許で武装したグローバル企業として育成し、国家競争力を高めることである。

中小企業(中小企業基本法第 2 条)及び中堅企業(中堅企業の成長促進及び競争力強化による特別法第 2 条)を対象に支援し、韓国特許戦略開発院所属の特許戦略専門家(PM)と協力機関が専任チームを構成して支援機関にカスタマイズ型・密着型の特許戦略を支援する。

2) 活用事例³⁹

a. 事例 1

株式会社イエスティは、半導体装置の製造及び供給企業であり、半導体後工程における既存工程の問題点を補完するための目的で、本支援事業に参加した。

企業	株式会社イエスティ
企業紹介	・半導体の前後工程内の様々な装備の製造及び供給 ・水素生産技術の内在化・商用化によるグリーン水素市場に進出
事業領域	・半導体及びディスプレイ製造装備、半導体部品製造 ・部品素材、環境安全、水素産業など

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

- ・海外先導企業の核心特許に対する回避設計案及び無効化戦略を策定し、特許紛争のリスクを解消
- ・レーザーで切断溝を生成し、プラズマで切断する非接触式ダイシング装置を開発し、破片や熱損傷の発生をなくすことで技術競争力を確保
- ・レーザープラズマ切断装備の韓国初の商用化により、素材・部品・装備技術の自立を実現

b. 事例 2

株式会社 DAECHANG ソリューションは、鋳鋼製品生産企業であり、国産化のための耐熱鋼素材

³⁸ 韓国特許戦略開発院：<https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=58>

³⁹ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「IP・R&D革新技術に翼を付ける」(2022.12.)

部品の開発過程における共著アイデアを導き出す目的で、本支援事業に参加した。

企業	株式会社 DAECHANG ソリューション
企業紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・1953年の創立以来、鑄造産業をリードしてきた代表的な鑄鋼製品生産企業 ・競争力のある精錬施設と先端試験評価設備を運用し、極限環境でも耐久性の高い素材生産
事業領域	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全、資源採掘、エネルギー変換 ・輸送産機、バルブ事業

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

- ・耐熱鋼素材部品開発のための精錬単位工程別活用特許の発掘及び適用方案の導出
- ・先導技術関連特許を分析し、要求仕様に合った窒素濃度制御のアイデアを適用して試行錯誤なしに単発工程で目標数値を達成
- ・誘導溶解工程の開発期間の短縮及び開発費用を削減し、海外依存度を下げ、国産化の足場を構築

(3) 公共分野知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業

1) 事業概要⁴⁰

本事業の目的は、大学及び公共研究所で行う研究開発課題を対象に優秀特許の確保など知的財産権対応戦略提供を通じて研究技術競争力を強化できるように支援することであり、支援対象は「知識財産基本法」第3条第4号に該当する機関、「医療法」第3条第2項第3号による病院級医療機関、「民法」又は他の法律に基づいて設立された研究開発に係る法人・団体等が該当する。

研究者と特許専門家が協業して研究技術に対して特許をはじめとする多様な分析を実施し、これを基に当該 R&D 課題に適したタイプ別の特許戦略を提供することを支援内容とする。

2) 活用事例⁴¹

a. 事例 1

⁴⁰ 韓国特許戦略開発院：<https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=60>

⁴¹ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「IP-R&D革新技術に翼を付ける」（2022.12.）

国立保健研究院公共ワクチン開発支援センターは、国民の健康を保護し増進することに寄与する国家研究機関であり、ワクチン技術の持続的な拡大のための基礎技術及び源泉技術の開発方向を検討する必要性から本支援事業に参加した。

機関	国立保健研究院公共ワクチン開発支援センター
機関紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護と増進に寄与する国家研究機関 ・コロナ 19 などの感染症ワクチン及び治療薬、各種疾患及び医科学関連の研究開発を実施
研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・精密医療先導のための病気研究の強化 ・健康寿命を延ばすための生涯全周期の慢性疾患の研究 ・国民の安全保護のための感染症克服

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

- ・汎用コロナワクチンに適用するための合成抗原及びマルチペプチド候補物質確定(合成抗原 3 種、マルチペプチド 2 種)後のサンプルの製作中
- ・強い特許ベースの IP ポートフォリオの構築の概念の確立
- ・ワクチン分野のプラットフォーム技術の拡張基盤の構築

b. 事例 2

国立順天大学の新材料工学科の FMM 研究団は、グローバル企業に OLED 用 FMM を供給するため、技術開発にアイデアを獲得する目的で本支援事業に参加した。

機関	国立順天大学
機関紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と国家の産業発展に寄与する有能な人材の養成を目的とする国立総合大学
研究団紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・超高解像度 OLED ディスプレイ製造用メタルマスク (FMM) を電鋳めつき法で製造する技術開発の世界的な先頭グループ
研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・材料物理研究、特殊合金研究 ・材料劣化実験、金属材料設計

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

- ・海外競争企業の核心特許分析による独占対応基盤を構築

順天大学の研究技術との綿密な分析を通じて、日本特許の侵害可能性の有無などを検討

・技術移転の可能性を高めるため、需要候補企業の現場適用可能な項目の発掘、発掘された項目を実施例として設計し、IP ポートフォリオの拡大により OLED ディスプレイの核心技術である FMM 製造新技術の国産化基盤を構築

(4) 特許・デザイン融合知的財産権連携型の研究開発戦略支援事業

1) 事業概要⁴²

本事業の目的は、製品中心の特許・デザイン・ブランド及びサービス融合開発を通じて韓国の中小・中堅企業が市場を先導できるように、企業のカスタマイズ型・密着型の R&D 戦略支援を提供することであり、研究組織を保有する中小企業(中小企業基本法第 2 条)及び中堅企業(中堅企業の成長促進及び競争力強化による特別法第 2 条)を対象とする。韓国特許戦略開発院所属の知的財産権戦略専門家(特許/デザイン専門委員)と知的財産権分析専門機関(協力機関)がチームを構成して IP 総合戦略の策定を支援する。

2) 活用事例⁴³

a. 事例 1

ジェイピアヘルスケア株式会社は医療映像機器の製造企業であり、知的財産権の確保を目的として本支援事業に参加した。

企業	ジェイピアヘルスケア株式会社
企業紹介	<ul style="list-style-type: none"> 放射線分野のイメージングソリューションを専門として、X 線ベースのデジタル医療映像機器を製造及び輸出するグローバル強小企業 高度化された先端精密技術を基盤にスマートデジタルイメージングトータルソリューションの開発に注力
事業領域	<ul style="list-style-type: none"> デジタル X 線医療映像機器 次世代移動型ハイブリッド CT

本支援事業を通じて、以下のような結果を導き出した。

- ・(知的財産権確保の成果)韓国特許 5 件、米国特許 2 件、PCT1 件、韓国商標 1 件出願
- ・(製品化の成果)世界最大の医療映像学会 RSNA 2022(北米放射線学会)出品

b. 事例 2

⁴² 韓国特許戦略開発院：<https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=59>

⁴³ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「IP-R&D革新技術に翼を付ける」(2022.12.)

株式会社ムーブはモビリティアプリ開発企業であり、知的財産権確保のために本支援事業に参加し、韓国特許 3 件出願及び金融委員会及び政府省庁主管の「革新企業国家代表 1000」に選定される成果を得た。

企業	株式会社ムーブ
企業紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベート移動サービスを支援するモビリティアプリの開発 ・韓国内外の出張及び旅行時に運転手付きの車両を提供し、快適で安全な移動を支援するグローバルモビリティプラットフォームを運営
事業領域	<ul style="list-style-type: none"> ・空港移動サービス、ゴルフ場移動サービス、病院移動サービス、高速鉄道連携(KTX) ・自由旅行サービス

(5) 特許ビッグデータ基盤の産業革新支援事業

1) 事業概要⁴⁴

本事業の目的は、主要産業分野の特許分析を通じて産業の現況及び国家競争力を分析し、これを基に政府及び民間 R&D の方向性策定を支援するためのものであり、主要 R&D 専門機関、政府 R&D 企画・ロードマップ策定などを総括する機関、大学、並びに公共研究所及び企業所属研究者を支援対象とする。

次のような支援を主な内容とする。

- ・（産業革新戦略）国家革新産業の特許ビッグデータ分析を通じて、主要国家・企業の競争力と R&D 投資方向を診断・予測し、政府と企業の効率的な R&D 政策の策定を支援
- ・（メガトレンド）主要 17 大産業分野に対する有効特許 DB を蓄積し、特許情報を定量的に分析して、産業別技術メガトレンド及び浮上技術を導き出し、特許メガトレンドウェブポータル (biz.kista.re.kr/pbcenter) を通じて、独自の特許分析が難しい中小・中堅企業及び研究者向けにカスタマイズされたオンライン特許分析サービスを提供

2) 活用事例

a. 事例 1⁴⁵

先端バイオ分野を対象に以下のような主要な研究テーマを導き出した。

⁴⁴ 韓国特許戦略開発院：<https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=63>

⁴⁵ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「2023年特許ビッグデータ基盤の産業革新戦略報告書-先端バイオ分野」（2023.12）

重点分野	主要研究テーマの導出
誘導万能幹細胞の技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子操作で標的遺伝子を発現する誘導万能幹細胞製造技術 ・ 非統合ベクターベースの免疫細胞リプログラミングによる誘導万能幹細胞の製造技術 ・ 低免疫原性の off-the-shelf の誘導万能幹細胞及びその誘導体の製造技術
オルガノイドエンジニアリング技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上皮組織由来の幹細胞からオルガノイドを製造するための単純化された効率的な培養培地及び培養方法 ・ 遺伝子校正による患者のカスタマイズ型オルガノイド製造及び疾患モデリング技術 ・ オルガノイドベースの薬物効能評価プラットフォーム
組織工学製剤技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織再建のための物理化学的架橋ハイドロゲル製造技術 ・ 人体組織再生のための生分解性ポリマーパッチの開発 ・ 無細胞同種真皮 (Acellular Dermal Matrix) を活用した組織再建技術

b. 事例 2⁴⁶

二次電池分野を対象に、以下のような主要研究テーマを導き出した。

重点分野	主要研究テーマの導出
(リチウムイオン電池) Li-rich 正極活物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ Li-rich 正極活物質のサイクル安定性向上のための構造制御技術の開発 ・ カチオン分布の効果的な制御のための新規工程基盤の構造設計 ・ Li-rich 正極活物質の構造的安定性を強化するための元素ドーピング
(リチウムイオン電池) シリコン酸化物負極活物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ シリコン酸化物の体積変化制御技術の開発 ・ 事前リチウム化 (pre-lithiation) を通じた初期充放電効率向上技術 ・ 多層コアシェルで設計されたシリコン酸化物 ・ 伝導度及びサイクル安定性の向上のための異種金属ドーピングシ

⁴⁶ 特許庁、韓国特許戦略開発院、「2023年特許ビッグデータ基盤の産業革新戦略報告書-二次電池分野」(2023.12)

	リコン複合酸化物
(リチウムイオン電池) シリコン合金負極活物質	<ul style="list-style-type: none"> ・高容量高効率二次電池のためのシリコン合金素材設計技術の開発 ・新規合金素材の導入及び組成の最適化 ・機能向上のためのシリコン合金-炭素・セラミック素材の融複合設計 ・体積変化制御のためのシリコン合金微細ナノ構造設計技術の開発 ・シリコン合金ナノ微細構造制御(形状、分散性、分布、サイズなど)技術

(6) 融合研究権利・事業化支援事業

1) 事業概要⁴⁷

本事業の目的は、国家・社会問題の解決と未来技術の占拠のために融合研究事業の全周期にわたって権利化及び事業化を支援し、融合研究を通じて創出された成果の拡散によって研究成果の効果を高めるためのものであり、融合研究事業(融合研究団事業、創发型融合研究事業、先行融合研究事業)に選定された融合研究課題を対象とする。

融合研究権利化(特許調査分析[企画]、先行技術調査[選定評価]、特許ポートフォリオ設計[研究1～2年次]、特許戦略高度化[研究3～6年次])、及び融合研究事業化(①技術事業化戦略の策定：BM[Business Model]構築、TBRM[Tech. Business Road Map]、経済性の分析、②技術事業化現場支援：需要発掘及び事業化ネットワーク構築、技術マーケティング、創業コンサルティング、投資誘致コンサルティング、後続のR&D連携支援)を行っている。

(7) 特許紛争対応戦略

1) 事業概要⁴⁸

本事業の目的は、中小・中堅企業が知的財産権専門家(特許法人等)を通じて海外企業との特許紛争に対応できる戦略を提供するための政府支援事業である。

以下のような支援を行っており、紛争防御型と権利行使型事業に分かれる。

- ・ 米国、中国、EUだけでなく、全世界の主要輸出国の特許紛争に備えることができる
- ・ 「紛争対応」戦略は、年間最大2億ウォンの限度内で支援
- ・ 韓国知識財産保護院の知的財産権専門プロジェクトマネージャー(PM)の技術ミーティング、進行事項点検などの品質管理を通じて優れた対応戦略の提供を受けることができる

⁴⁷ 韓国特許戦略開発院：<https://www.kista.re.kr/user/businessView.do?seq=66>

⁴⁸ 韓国知識財産保護院：https://koipa.re.kr/ipdrc/home/content.do?menu_cd=000036

(8) 輸出バウチャー事業（特許／知的財産権／試験）

1) 事業概要⁴⁹

本事業の目的は、中小・中堅企業が自社の輸出能力に合った輸出支援サービスを自由に選択できるように「バウチャー」の形で運営するための事業である。知的財産権登録、特許・認証・試験・輸出 IP 戦略コンサルティング、知的財産権紛争支援など特許／知的財産権／試験関連分野の全般にわたる類似サービスを提供する。

2) 活用事例⁵⁰

a. 事例 1

NOTBAN 安城方字鋸器株式会社は、方字鋸器（パンチャユギ）を輸出する企業であり、輸出バウチャーを活用して以下のような成果を導き出した。

企業	NOTBAN 安城方字鋸器株式会社
主な輸出品	方字鋸器
輸出バウチャー活用サービス件数	3 件 ・ 広報／広告 (海外オン・オフライン媒体の広報及び広告) ・ 特許／知的財産権／試験 (PCT 国際出願) ・ デザイン開発 (英文カタログ制作)
輸出バウチャー活用成果	・ 新市場の開拓 インド、カナダなど新国家から製品関連の問い合わせを受け、輸出相談を推進中 ・ 18 万ドル 2022 年に「0」であった直接輸出額が 2023 年に 18 万ドルに増加し、海外市場進出に成功 ・ 英文カタログ 輸出バウチャー支援により、海外市場攻略のための英文カタログを新規制作 ・ PCT 国際出願 新技術が適用された有機殺菌抗菌歯ブラシに対する PCT 国際出願を

⁴⁹ 輸出支援基盤活用事業： https://www.exportvoucher.com/portal/bizinfo/voucher_01

⁵⁰ 中小ベンチャー企業部、中小ベンチャー企業振興公団、「2024輸出バウチャーの成功事例集」（2024.04）

	進行
--	----

b. 事例 2

株式会社フェムトサイエンスは、真空及び大気圧プラズマ装備企業であり、輸出バウチャー活用事業を通じて、以下のような成果を導き出した。

企業	株式会社フェムトサイエンス
主な輸出品	真空及び大気圧プラズマ装備
輸出バウチャー活用サービス件数	<p>12 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許／知的財産権／試験(海外特許出願など)3 件 ・デザイン開発(BI 開発) ・展示会／イベント／海外営業支援(ナノ코리아 2023 参加) ・能力強化教育(ビジネス会話) ・国際運送(国際運送料など)6 件
輸出バウチャー活用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・物流費の削減 <p>計 6 件に達する国際運送支援により、直接的な輸出物流費を大幅に削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤー相談 78 件 <p>輸出バウチャー支援で「ナノ코리아 2023」に参加し、78 人のバイヤーと輸出相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国特許 2 件 <p>輸出バウチャー支援に支えられ、独自開発した製品関連米国特許 2 件を獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出 2 倍 <p>2023 年の輸出額は 100 万 2,690 ドル規模であり、2022 年に比べて約 2 倍増加する成果を達成</p>

2. 意匠・デザイン

(1) デザイン輸出バウチャー事業（デザイン開発）

1) 事業概要⁵¹

⁵¹ 輸出支援基盤活用事業： https://www.exportvoucher.com/portal/bizinfo/voucher_01

本事業は、中小・中堅企業が自社の輸出能力に合った輸出支援サービスを自由に選択できるように「バウチャー」の形で運営する事業であり、海外進出に必要な外国語のデザイン開発を支援している。

2) 活用事例⁵²

a. 事例 1

株式会社 BR インフォテックは、映像監視装置製造会社として、輸出バウチャー事業を活用して、以下のような成果を導き出した。

企業	株式会社 BR インフォテック
主な輸出品	映像監視装置
輸出バウチャー 活用サービス件数	2 件 ・デザイン開発(製品デザイン) ・デザイン開発(BI 開発)
輸出バウチャー 活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出製品のデザイン 輸出バウチャー支援により高付加価値製品である輸出用防爆カメラの新規デザインを開発 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出 2 カ国 フィリピンと米国に製品を輸出することで、内需企業から輸出企業に成長 <ul style="list-style-type: none"> ・映像暗号化装置 BI 映像暗号化装置の輸出に活用される新しい BI を開発、5 月の輸出品から適用する予定 <ul style="list-style-type: none"> ・新規バイヤー 輸出バウチャー活用後、新規バイヤーと 3 件の輸出相談を進行中

b. 事例 2

株式会社オカドラコリアは、産業廃棄物乾燥・炭化プラント関連企業であり、輸出バウチャー事業を活用して、以下のような成果を導き出した。

⁵² 中小ベンチャー企業部、中小ベンチャー企業振興公団、「2024輸出バウチャーの成功事例集」(2024.04)

企業	株式会社オカドラコリア
主な輸出品	産業廃棄物乾燥・炭化プラント
輸出バウチャー 活用サービス件数	4 件 <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン開発(外国語ホームページ製作) ・広報動画(外国語広報動画制作) ・海外規格認証(CE 認証など)2 件
輸出バウチャー 活用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・海外認証 2 件 <p>輸出バウチャーを活用し、ハンガリーなど欧州への進出に必要な CE 認証を獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初輸出 <p>輸出バウチャー支援などに支えられ、中国市場への初輸出に成功</p> <ul style="list-style-type: none"> ・300 万ドル <p>内需企業から直輸出 300 万ドル以上の輸出成長企業に跳躍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相談 <p>初輸出をきっかけに、ハンガリー、カナダなどと輸出相談を進行中</p>

c. 事例 3

WOORI Weltech 株式会社は、産業廃棄物乾燥・炭化プラント関連企業であり、輸出バウチャー事業を活用して、以下のような成果を導き出した。

企業	WOORI Weltech 株式会社
主な輸出品	溶接材料、溶接装備、溶接資機材
輸出バウチャー 活用サービス件数	6 件 <ul style="list-style-type: none"> ・展示会／イベント／海外営業支援(展示会参加など)2 件 ・デザイン開発(英文カタログ制作) ・デザイン開発(BI 開発) ・海外規格認証(ISO14001、ISO45001 認証取得)2 件
輸出バウチャー 活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出 6,500%UP <p>輸出 6,500%UP 2022 年 2 万 9,500 ドルに過ぎなかった輸出額が 2023 年 193 万 5,000 ドルに大幅増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コマリン 2023 に参加 <p>輸出バウチャー支援で世界 5 大造船資機材展示会の一つであるコ</p>

	<p>マリン 2023 に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤー10人 <p>ユマリン展示会で新規バイヤー10人を発掘し、現在まで輸出相談を進行中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外規格認証 <p>輸出バウチャー支援で ISO14001(環境経営システム)、ISO45001(安全保健経営システム)認証取得</p>
--	--

d. 事例 4

Brils Corporation は、ロボット自動化ソリューション企業であり、輸出バウチャー事業を活用して、以下のような成果を導き出した。

企業	Brils Corporation
主な輸出品	ロボット自動化ソリューション
輸出バウチャー活用サービス件数	<p>7件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報／広告(検索エンジン最適化マーケティング) ・デザイン開発(CI 開発、カタログ制作など)3件 ・通訳翻訳(カタログ英語翻訳) ・特許／知的財産権／試験(特許国際出願) ・広報動画(外国語広報動画制作)
輸出バウチャー活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・10倍 <p>輸出バウチャーの Google 検索エンジン最適化支援サービスを通じて、輸出相談の問い合わせ件数が 10 倍増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出額の逆転 <p>2023 年輸出バウチャー活用後、史上初めて海外売上高が韓国内の売上高を逆転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12カ国 <p>米国、ドイツ、チェコ、スロバキア、ハンガリー、メキシコ、ブラジルなど 12カ国にロボット自動化ソリューションを輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CI 開発 <p>輸出バウチャーを通じて企業の新しい CI を開発し、2023 年下半年から適用中</p>

e. 事例 5

株式会社 GCS は、ロボット自動化ソリューション企業であり、輸出バウチャー事業を活用して、以下のような成果を導き出した。

企業	株式会社 GCS
主な輸出品	成形及び美容医療機器、コスメディカル製品
輸出バウチャー 活用サービス件数	<p>10 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会／イベント／海外営業支援 (2023 AMWC Monaco など展示会参加) 4 件 ・ 特許／知的財産権／試験 (国際商標権出願) ・ デザイン開発 (BI 開発) ・ デザイン開発 (外国語カタログ制作) ・ 通訳翻訳 (医療関連専門翻訳など) 2 件 ・ 国際運送 (フォワーディング国際物流費支援)
輸出バウチャー 活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新製品の発表 <p>輸出バウチャー支援で参加した 3 つの展示会を通じてヘルスケア新製品を成功裏に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規 BI <p>輸出バウチャー支援に支えられ、リフティング糸の特性をよく生かした新規ブランド BI を制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英文カタログ <p>ホームケアプラズマ機器 3 種を 1 つにまとめた英文カタログ「プラズマセラピーシリーズ」を製作し、広報に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際商標権 <p>新しく開発した新規フィルターブランドに対する国際商標権の出願にも輸出バウチャーを活用</p>

3. 商標

(1) K-ブランド紛争対応戦略事業

1) 事業概要⁵³

本事業は、中小・中堅企業を対象に、海外における商標・デザイン関連の知的財産権紛争に対応・備えることができるよう、専門家(特許法人等)を通じた個別・共同対応のカスタマイズ型戦略を提供することを目的とするものであり、活用事例等の紹介がウェブサイトにおいてなされている。

(2) 海外無断占拠商標調査事業

1) 事業概要⁵⁴

本事業は、中国及びASEAN 諸国内において、韓国企業の商標無断占拠被害疑感情報調査及び被害救済のための諸般事項を案内・支援する政府支援事業であり、海外で自社の商標が無断占拠された韓国企業を支援対象とするものであり、現状等の紹介がウェブサイトにおいてなされている。海外無断占拠の疑いのある商標情報の提供、被侵害相談及び支援事業の連携、Kブランド保護ポータル⁵⁵の運営、及び商標検索マニュアルの製作などを支援するものである。

(3) 海外オンライン模倣品流通遮断事業

1) 事業概要⁵⁵

本事業は中国・アセアン諸国(シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、フィリピン)の主要オンラインショッピングモールで流通している韓国企業の模倣品対応(模倣品モニタリング及び遮断申請など)を支援する政府支援事業であり、韓国内に事業者登録されていて、当該国家内に有効な知的財産権を保有する企業を対象とするものであり、遮断支援の現状や活用事例等の紹介がウェブサイトにおいてなされている。

対象サイトは以下の通りであり、モニタリング、遮断申請、事後管理(レポート提供)を支援する。

- ・中国:アリババグループのショッピングモール(タオバオ、ティモール、ティモールグローバル、1688、アリババドットコム、アリエクスプレス)
- ・ASEAN: ラザダ(LAZADA)、ショピー(SHOPEE)*

*台湾はショピーのみ該当

⁵³ 韓国知識財産保護院: https://koipa.re.kr/ipdrc/home/content.do?menu_cd=000039

⁵⁴ 韓国知識財産保護院: https://koipa.re.kr/ipdrc/home/content.do?menu_cd=000040

⁵⁵ 韓国知識財産保護院: https://www.koipa.re.kr/home/content.do?menu_cd=000124

(4) 海外オンライン模倣品の事前診断サービス

1) 事業概要⁵⁶

本事業は、海外主要電子商取引プラットフォームにおける模倣品流通の現況を診断し、企業状況に合わせたカスタマイズ型戦略提示を目的とする事業であり、事前診断、報告書提供、対応戦略教育(年間1回支援)を支援するものであり、活用事例等の紹介がウェブサイト(ブログ)においてなされている。

4. 著作権例

(1) 中小企業支援事業

1) 事業概要⁵⁷

本事業は、中小企業(1人創造企業、新生企業、予備創業者を含む)を対象に、訪れる著作権教育、訪れる著作権相談、訪れる著作権法律サービスを提供するものであり、活用事例等の紹介がウェブサイトにおいてなされている。

(2) 海外著作権登録・出願支援

1) 事業概要⁵⁸

本事業は、Kコンテンツ中小企業が安全な海外進出と持続可能な輸出ビジネスモデルを構築できるように、海外知的財産の権利確保を支援するための事業であり、Kコンテンツを保有する海外進出能力のある中小企業(個人、企業)を対象とする。海外著作権登録・出願、OA対応支援、優秀企業を対象とする追加支援などを内容とするものであり、活用事例等の紹介がウェブサイトにおいてなされている。

⁵⁶ 韓国知識財産保護院：http://www.koipa.re.kr/home/content.do?menu_cd=000125

⁵⁷ 韓国著作権委員会：<https://www.copyright.or.kr/business/small-business-support/index.do>

⁵⁸ 韓国著作権委員会：<https://www.copyright.or.kr/business/koreacopyright/kccip/index.do>

V. 生成 AI に関するトピック

1. 制度議論

(1) AI 自体の発明者適格性

米国の Stephen THALER（出願人）は、2018 年に 2 件の欧州特許出願（EP18275163、EP18275174）を行い、これを優先権主張して 2019 年に PCT 出願（PCT/IB2019/057809）を行った後、2020 年 3 月 12 日付で韓国特許出願番号第 10-2020-7007394 号として韓国国内段階に移行した。上記の PCT 出願書には、発明者として「DABUS、The invention was autonomously generated by an artificial intelligence」と記載されており、韓国出願時にも発明者は「DABUS」と記載された。

韓国特許庁は、出願人に対して発明者を人に補正するように補正通知をしたが、出願人は補正を行わず、韓国特許庁は 2022 年 9 月 28 日付でこの出願に対して無効処分をした。これに対し、出願人は、2022 年 12 月 20 日に韓国特許庁を相手に行政訴訟を請求した。韓国裁判所は 2023 年 6 月 30 日にこの請求を棄却し、出願人はソウル高等裁判所に控訴した。しかし、ソウル高等裁判所は、韓国特許法第 33 条に「発明をした人又はその承継人は、この法律で定めるところにより、特許を受けることができる権利を有する」とするように、明示的に「人」のみが発明者として特許を受けることができる権利を有すると判断し、2024 年 5 月 16 日に控訴を棄却した。⁵⁹

(2) ディープフェイク映像を利用した選挙運動の規制⁶⁰

生成 AI を利用して映像を生成することが非常に容易となり、これを悪用した場合、選挙の公正性に多くの影響を及ぼす可能性がある。これにより、韓国政府は 2024 年の国会議員選挙を控え、2023 年 12 月 28 日に公職選挙法第 82 条の 8 を新設した。その具体的な内容は以下の通りである。

① 何人も、選挙日前 90 日から選挙日まで選挙運動のために人工知能技術などを利用して作った実際と区別が難しい仮想の音響、イメージ又は映像など（以下「ディープフェイク映像など」という）を製作・編集・流布・上映又は掲示する行為をしてはならない。

② 何人も、第 1 項の期間でないときに選挙運動のためにディープフェイク映像などを製作・編

⁵⁹ 2024年5月16日 ソウル高等裁判所2023ヌ52088判決

⁶⁰ 韓国公職選挙法第82条の8

集・流布・上映又は掲示する場合には、当該情報が人工知能技術などを利用して作った仮想の情報であるという事実を明確に認識できるように、中央選挙管理委員会の規則で定めるところにより、当該事項をディープフェイク映像などに表示しなければならない。

2022年の韓国大統領選挙の際には、各候補者がAIを利用した候補者映像を作って選挙に利用したが、今は選挙日前90日から選挙日までは選挙運動のためのディープフェイク映像の使用は禁止され、これ以外の期間には当該映像がディープフェイク映像であることを明確に表示しなければならない。

(3) 国家知識財産委員会の活動⁶¹

2024年3月18日、生成型AIと関連する知識財産分野の争点発掘、意見収集、懸案解決のための「生成AI対応知識財産規範研究団」を発足した。

また、2024年7月、「超巨大人工知能の登場にともなう知識財産争点对応方策研究」を発表した。この研究では、AI技術開発関連の事業支援・推進及び関連施策の樹立、制度改善に関しては、人工知能法の主管部署の他に、他部署との業務領域が重複したケースが存在したり、関連業務の遂行が可能な事項が含まれており、特に知識財産に関する内容が含まれていることから、人工知能統合法案に対する持続的な検討の必要性があり、AI学習のための著作物の利用に対する明確な規定整備のための著作権制限事由の導入議論などが必要であり、生成AIによって作られた結果物に対する「表示」義務の導入に対する検討が必要であるという提言があった。

2. 韓国内でのサービス

(1) 韓国内の生成AIサービス

韓国における生成AIサービスは、ここ数年で急激に発展しており、様々な分野で活用されている。生成AIは、テキスト、イメージ、音声など様々な形態のコンテンツを自動的に生成する技術であり、特に自然言語処理（NLP）とコンピュータビジョン分野で活発に研究されている。

1) カカオの「kakao i」⁶²

⁶¹ 「超巨大人工知能の登場にともなう知識財産争点对応方策研究」、2024.07、韓国の国家知識財産委員会

⁶² <https://www.kakaocorp.com/page/detail/5096>

「kakao i」は、韓国のインターネット企業であるカカオ（Kakao）の生成 AI プラットフォームである。カカオは、「kakao i」プラットフォームを利用して、「hey kakao」、「kakao I Auto」、「kakao home」のサービスを提供している。「hey kakao」は、音声による音楽推薦、スケジュール案内、天気案内、情報検索、翻訳などのサービスを提供する。「kakao i auto」は、音声認識によるナビゲーション、音楽再生、カカオトークサービスを提供する。「kakao home」は、対話を通じて情報を提供し、家電を制御するなどの日常におけるサービスを提供する。

2) ネイバーの「Clova」⁶³

「ネイバークローバ（Naver Clova）」は、ネイバー（Naver）が日本の子会社であるライン（LINE）と共同開発した AI プラットフォームである。2017年に初めて発表され、2017年8月にネイバークローバを活用した人工知能スピーカー「ウェーブ」及び「フレンズ」を発表した。ネイバークローバは、音声認識、音声合成、顔認識などの機能を含む。ネイバークローバが搭載された製品は、検索機能、天気情報、音楽の推薦及び再生、翻訳、英語のフリートークなど、様々な機能を提供する。ストリーミング形式でサポートされている API を通じて顧客のサービスに音声認識機能を簡単に適用することができる。アンドロイド（Android）と iOS SDK が提供され、様々なモバイルプラットフォームでも利用が可能である。韓国語のほかにも英語、日本語、中国語（簡体字）を提供する。クローバは、他のサービス又は生活の中で使用する機器との連結を支援する。

3) サムスン電子の「Gaus」

サムスン電子のガウス（Gaus）は、サムスン電子のマルチモーダルモデルの生成 AI であり、ファンデーションモデルとクラウドとオンデバイスのための様々な大小の生成型 AI モデルが統合された生成型 AI モデルのファミリーとして、生成型 AI モデルとアシスタントで構成されている。2023年11月にガウス 1 を発表した後、2024年11月にガウス 2 を発表した。

ガウスは、「サムスングウス言語（Samsung Gauss Language）」、「サムスングウスイメージ（Samsung Gauss Image）」、「サムスングウスコード（Samsung Gauss Code）」で構成されている。サムスングウス言語は超巨大言語モデルであり、世界の様々な自然言語を学んだグローバル言語モデルである巨大ファンデーションモデルである。サムスングウスイメージは、超巨大イメージモデルであり、ライセンスや個人情報侵害をしない安全なデータから学習され、著作権の問題なく自由に使用できる。サムスングウスコードは、サムスングウスのコーディングモデルであり、2000億パラメータ規模で学習された。ライセンス問題を防止するために、商用

⁶³ <https://clova-x.naver.com/>

化に制約がないオープンソースコードを利用して学習され、サムスン電子のソフトウェアを利用して追加的なファインチューニングを行った。

(2) 韓国特許庁の AI 活用サービス

1) 韓国特許庁の AI を活用した審査システムの開発

韓国特許庁は、2020年3月2日から人工知能を利用した検索システムを導入した。このシステムによれば、出願された商標のイメージと類似するイメージに対する検索結果を提供することができる。また、合金発明の組成比、化学構造などの検索が困難であった情報を自動的に抽出し、類似する先行技術文献を検索できるようにした。また、AI機械翻訳を利用して審査官がいかなる言語の先行技術も検索できるようにした。また、審査官が作成した意見提出通知書に対するエラーを自動的に点検してくれる機能も提供する。⁶⁴

韓国特許庁は、2021年に人工知能を用いたデザイン検索システムを導入し、2022年3月24日にカカオエンタープライズと協力してAIを活用した特許審査システムの試験サービスを開始した。本システムを利用すれば、審査官が検索キーワードを入力しなくても、AIシステムが出願明細書からキーワード及び核心文章を自動的に抽出し、これに基づいて類似する先行技術文献を検索して推薦する。⁶⁵

韓国特許庁は、2023年7月に、LG人工知能研究院と協力して超巨大AI(hyperscale AI)を活用した特許審査システムの開発に着手した。⁶⁶

2) AI 学習のための医薬品実験データ 45 万件を無料開放⁶⁷

韓国特許庁は、2023年2月13日からAI学習のために特許公報に含まれる医薬品実験データ45万件を開放した。韓国特許庁は、医薬品分野の特許公報に含まれる図(イメージ)形態の表を加工し、医薬品の成分名、実験方法、実験値などをデータベースとして構築し、これを公開した。

韓国特許庁は、このデータベースを基盤に知識財産サービス業者等が特許公報の実験データ抽出・活用サービスを開発し、関連企業及び研究機関は特許公報に含まれる実験実施例、比較例等を自由に分析活用し、ワクチン・新薬などの研究開発に活用できるものと期待している。

⁶⁴ 2020年2月27日、韓国特許庁の報道資料「AI技術を適用した高品質特許サービス提供」

⁶⁵ 2022年3月24日、韓国特許庁の報道資料「人工知能(AI)で賢く特許審査」

⁶⁶ 2023年7月14日、韓国特許庁の報道資料「特許庁、世界初の超巨大人工知能(AI)を活用した特許審査システムの開発に本格着手」

⁶⁷ 2023年2月14日、韓国特許庁の報道資料「医薬品実験データ及び人工知能(AI)学習データ45万件無料開放」

3) 韓国特許庁の AI 分野企業との懇談会⁶⁸

韓国特許庁は、2024年4月15日、LG エレクトロニクスを訪問して懇談会を開催し、産業用 AI 知財権と関連する企業の支障事項を聴取した。また、韓国特許庁は、2024年11月5日、製造 AI 分野の専門企業であるマキナラックス(株)を訪問して懇談会を行った。韓国特許庁は、企業の知財権関連の支障事項を聴取し、これを顧客中心の特許サービス提供に活用することにした。

4) 韓国特許庁の生成 AI 活用教育⁶⁹

韓国特許庁は、2024年12月5日、特許庁職員を対象に生成 AI 活用教育を実施した。教育は、生成 AI の技術動向、生成 AI の活用実習、生成 AI を活用した業務ノウハウの共有の順に行われた。生成 AI の活用実習教育では、ChatGPT を活用して報告書又は報道資料を作成する実習教育を行い、生成 AI を活用した業務ノウハウの共有では、「2024年韓国特許庁業務ノウハウ及び政府革新競進大会」で入賞した職員が「ChatGPT を活用した特許訴訟業務プロセスの改善」及び「AI 基盤文書比較ツールの開発」の事例を共有した。

⁶⁸ 2024年4月15日、韓国特許庁の報道資料「製造業革新の始まり！特許庁、『産業用AI』現場の声を聴取」、2024年11月4日、韓国特許庁の報道資料「特許庁、スタートアップと共に『製造AI』特許競争力強化に乗り出す」

⁶⁹ 2024年12月5日、韓国特許庁の報道資料「生成型人工知能(AI)による業務効率向上、特許庁、生成型AI活用教育実施」

[特許庁委託事業]
韓国における知的財産権動向・活用調査報告書

[調査・作成]

特許法人ムハン
千 成鎮 代表弁理士
丘 奇垸 代表弁理士
鄭 民恵 パートナー弁理士
根本 秀幸 部長

[オブザーバー]

ジェトロソウル事務所
大塚 裕一 副所長
李 銀眞 知財チーム
半田 美可 知財チーム

2025年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本調査報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご利用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。